



第4章

子ども・子育て支援の
事業展開

第4章 子ども・子育て支援の事業展開

本計画は、第4章において子ども・子育て支援法に基づく事業展開と、第5章において次世代育成支援対策推進法に基づく施策展開を体系的に記載しています。

第4章では、基本理念を実現するための基本目標の一つである「地域における子育ての支援」の中でほとんどの事業を推進しますが、唯一『妊婦健康診査』は「母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進」の中で推進します。次頁以降において各事業の具体的な確保策等を記載しています。

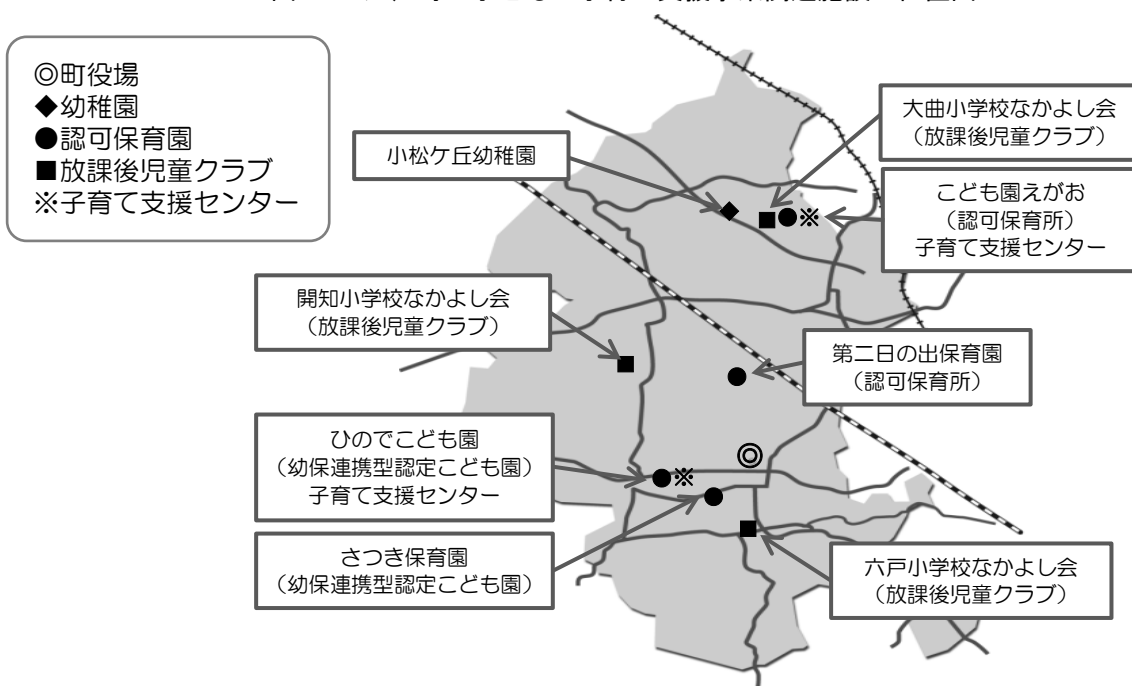
1 教育・保育事業等の提供区域

当町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、**各提供区域は1区域**として設定しました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ①当町の子ども人口は0～5歳が507人（平成26年4月1日現在）と少ないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。
- ②町内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けして整備が可能であること。
- ③地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。
- ④新制度においても近隣自治体の保育施設の利用が可能であり、現に子育て家庭の26.6%が町外の保育施設を利用していること。

図4.1 六戸町 子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

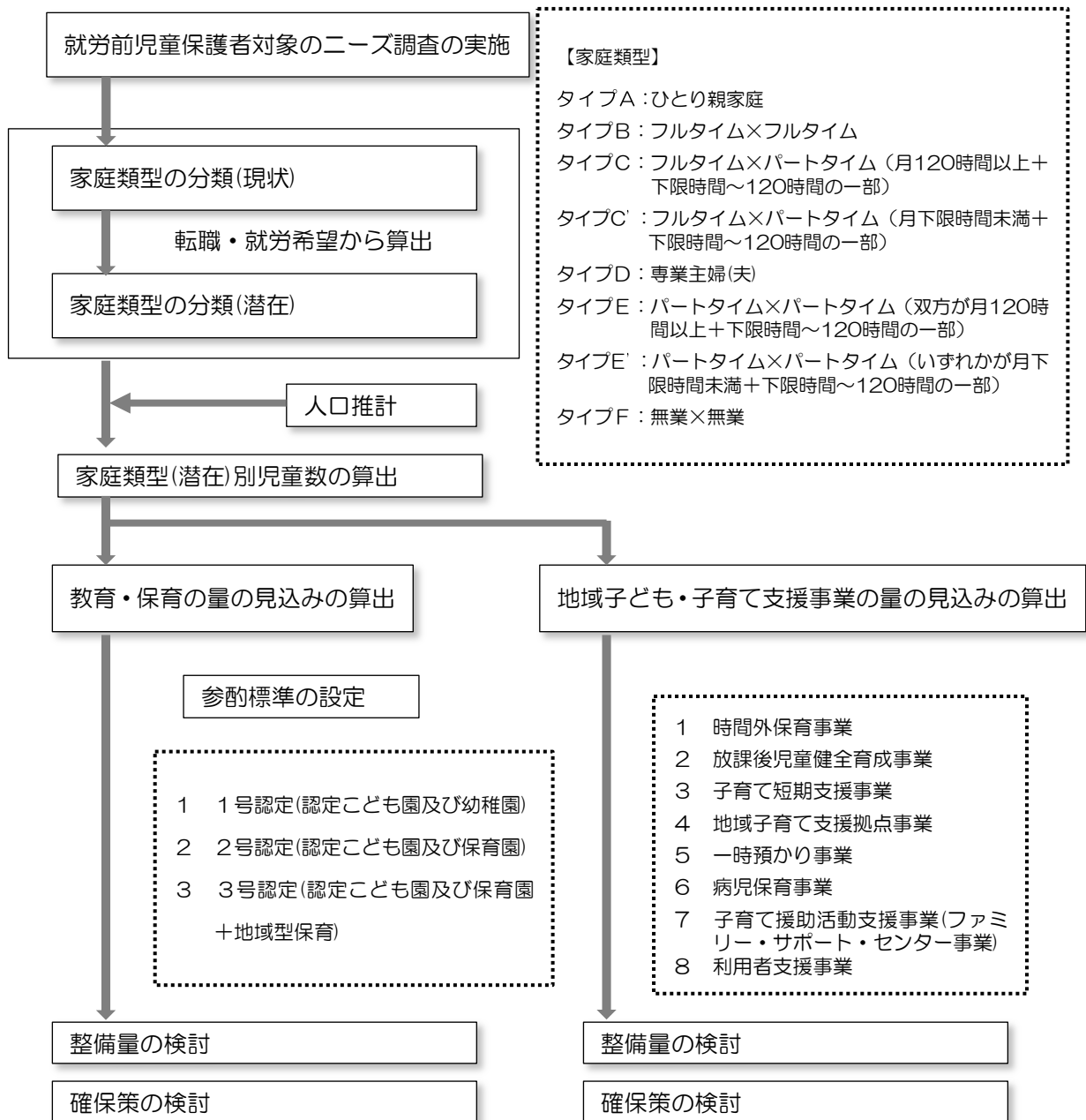


2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、当町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

図4.2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

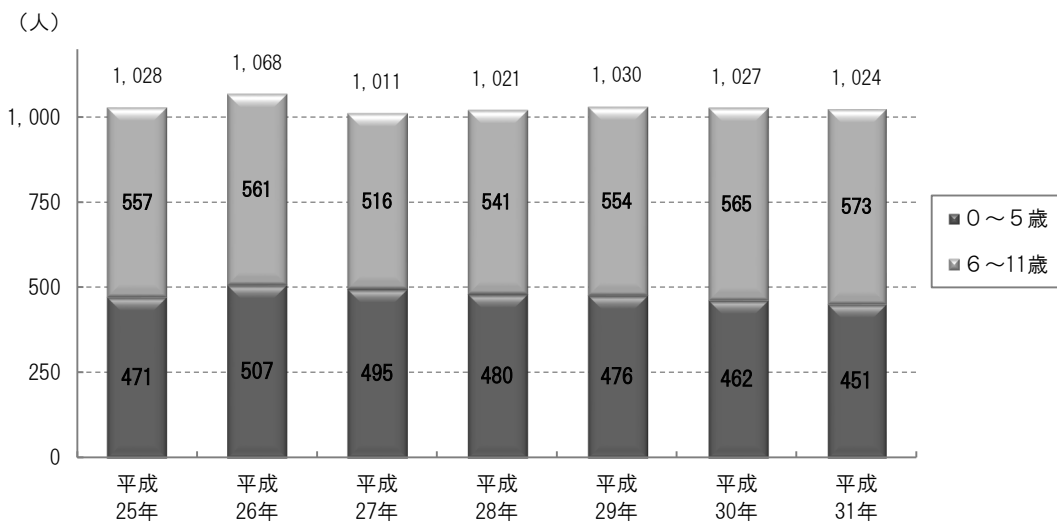
当町の子ども人口の推計について、0～5歳では平成25年の471人から平成31年には451人と推計され20人(4.2%)の減少が予測されています。一方、6～11歳においては平成25年の557人から平成31年には573人と推計され16人(2.9%)の増加が予測されています。

表4.1 子ども人口の推計

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～11歳	1,028	1,068	1,011	1,021	1,030	1,027	1,024
0歳	68	80	64	64	64	62	62
1歳	80	78	70	70	70	70	68
2歳	76	90	79	73	73	73	73
3歳	94	81	90	85	78	78	78
4歳	76	98	87	96	91	83	83
5歳	77	80	105	92	100	96	87
0～5歳	471	507	495	480	476	462	451
6歳	90	82	82	107	94	102	98
7歳	92	97	80	83	108	95	103
8歳	81	94	90	79	82	107	94
9歳	83	83	92	91	80	83	108
10歳	118	85	85	95	94	83	86
11歳	93	120	87	86	96	95	84
6～11歳	557	561	516	541	554	565	573

資料：住民基本台帳からセンサス変化率法による推計（各年4月1日）

図4.3 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出

家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後 1 年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

表4.2 児童（0～5歳）の家庭類型（現状・潜在）の割合

家庭類型	説明	現状 (%)	潜在 (%)
タイプA	ひとり親	6.7	6.7
タイプB	フルタイム×フルタイム	46.0	51.5
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	27.0	24.5
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	1.8	1.8
タイプD	専業主婦(夫)	17.2	14.1
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0.6	0.6
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.6	0.6

そして、平成 27～31 年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

表4.3 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合 (%)	平成27年度 (人)	平成28年度 (人)	平成29年度 (人)	平成30年度 (人)	平成31年度 (人)
タイプA	6.7	33	32	32	31	30
タイプB	51.5	255	247	245	238	232
タイプC	24.5	122	118	117	113	111
タイプC'	1.8	9	9	9	9	8
タイプD	14.1	70	68	67	65	64
タイプE	0.6	3	3	3	3	3
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.6	3	3	3	3	3
推計児童数 (0～5歳)	100.0	495	480	476	462	451

(4) 教育・保育事業のニーズ量見込み

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、当町に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下の通りです。

表4.4 当町に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み

		町内に居住する児童						
		町内の施設を利用(③)			町外の施設を利用(④)			
		1号(人)	2号(人)	3号(人)	1号(人)	2号(人)	3号(人)	
平成 27 年度	必要利用定員総数(①)		39	190	115	0	20	40
	提供 体制 (②)	施設型給付	20	192	148	0	20	40
		地域型保育給付			0			0
		認可外(地方単独)		0	0		0	0
		確認を受けない幼稚園	80					
②-①		71	2	33	0	0	0	
平成 28 年度	必要利用定員総数(①)		37	185	111	0	20	40
	提供 体制 (②)	施設型給付	20	192	148	0	20	40
		地域型保育給付			0			0
		認可外(地方単独)		0	0		0	0
		確認を受けない幼稚園	80			0		
②-①		63	7	37	0	0	0	
平成 29 年度	必要利用定員総数(①)		36	183	111	0	20	40
	提供 体制 (②)	施設型給付	20	192	148	0	20	40
		地域型保育給付						0
		認可外(地方単独)		0	0		0	0
		確認を受けない幼稚園	80					
②-①		64	9	37	0	0	0	
平成 30 年度	必要利用定員総数(①)		35	182	109	0	20	40
	提供 体制 (②)	施設型給付	20	192	148	0	20	40
		地域型保育給付			0			0
		認可外(地方単独)		0	0		0	0
		確認を受けない幼稚園	80			0		
②-①		65	10	39	0	0	0	
平成 31 年度	必要利用定員総数(①)		33	180	108	0	20	40
	提供 体制 (②)	施設型給付	20	192	148	0	20	40
		地域型保育給付			0			0
		認可外(地方単独)			0		0	0
		確認を受けない幼稚園	80			0		
②-①		67	12	40	0	0	0	

(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、当町に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは以下の通りです。

表4.5 当町に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	単位	実績	見込	推計				
		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用者支援事業	か所	0	0	0	0	0	0	0
時間外保育事業	人	183	166	117	114	113	109	107
放課後児童健全育成事業								
小学1～3年生	人	136	145	138	147	156	167	162
小学4～6年生	人	10	5	43	44	44	42	45
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	人回	611	643	322	313	313	310	307
一時預かり事業								
幼稚園の預かり保育	人日	0	0	2,470	2,391	2,356	2,251	2,172
一時預かり （ファミサポの未就学児利用含む）	人日	557	364	2,209	2,142	2,124	2,062	2,013
ファミリー・サポート・センター事業 （就学児のみ）	人日	0	0	0	0	0	0	0
病児保育事業 （緊サポ含む）	人日	0	0	1,091	1,058	1,049	1,019	994
妊婦健康診査	人	77	70	70	70	70	70	70
乳児家庭全戸訪問事業	人	82	65	70	70	70	70	70
養育支援訪問事業	人	0	0	0	0	0	0	0

3 施設型事業

(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

○ 現状と課題

- 当町では現在、幼稚園1か所で教育事業を実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園」は12.1%、「幼稚園の預かり保育」は4.8%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「六戸町に幼稚園を増やしてほしい。」という同類の要望が多くありました。

○ 今後の方策

- 町内のニーズに対する提供量は確保されていることから、引き続き現行の提供量を確保し継続実施します。なお、平成27年4月から2園が認定こども園に移行します。
- 就学前児童に対し充実した教育を実施するため、職員の配置や資質向上に努めます。

表4.6 教育施設の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	23	39	37	36	35	33
1号認定	23	27	26	25	24	23
2号認定	0	12	11	11	11	10
②提供量	23	100	100	100	100	100
町内施設	23	100	100	100	100	100
町外施設	0	0	0	0	0	0
差異（②－①）	23	61	63	64	65	67

(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園）

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

○ 現状と課題

- 当町では現在、保育園2か所で保育事業を実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」は70.0%の利用があります。なお、当町では「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育施

設」「居宅訪問型保育事業」は実施していないため、利用がありませんでした。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「保育園を増やして欲しい。」という同類の要望が多くありました。平成26年度において、保育所緊急整備事業により小松ヶ丘に保育園を建設しております。

◎ 今後の方策

○保育の提供施設は町内で整備されており、乳幼児の保育希望者のニーズに対し充足している状況にあることから、引き続き現行の提供量を確保し継続実施します。

なお、平成27年4月より保育園を1園新設、2園が認定こども園へ移行します。

○保育者等の保育サービスへのニーズをみながら、認可保育所における質の向上をめざします。

表4.7 保育施設の年度別見込量と提供量

	実績 (人)	推 計 (人)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	356	365	356	354	351	348
2号認定	192	210	205	203	202	200
3号認定	164	155	151	151	149	148
0歳	49	53	53	53	51	51
1・2歳	115	102	98	98	98	97
②提供量	356	400	400	400	400	400
町内施設	255	340	340	340	340	340
町外施設	101	60	60	60	60	60
差異 (②-①)	0	35	44	46	49	52

(3) 認定こども園 (再掲)

認定こども園とは、認可幼稚園と認可保育所が併設されており、教育・保育を一体的に行う県の認定を受けた施設です。幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持っており、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

また、認定こども園には地域における子育て支援の場が用意された施設でもあることから、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などを利用することができます。

◎ 現状と課題

○当町には現在、認定こども園での教育・保育事業は実施していませんが、ニーズ調査結果をみると、利用希望者が19.3%となっており、利用希望を示す自由意見はありませんでした。

○ 今後の方策

- 平成27年4月より2園が認定こども園に移行します。
- 今後、認定こども園への移行を示す事業者がある場合には移行を支援します。

4 地域型保育事業

(1) 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人のものです。

○ 現状と課題

- 当町では現在実施しておらず、ニーズ調査結果をみても、利用希望を示す自由意見はありませんでした。

○ 今後の方策

- 今後、「小規模保育事業」を実施したい意向を示す事業者がある場合には、実施について協議していきます。

(2) 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

○ 現状と課題

- 当町では現在実施しておらず、ニーズ調査結果をみても、利用者や利用希望を示す自由意見はありませんでした。

○ 今後の方策

- 今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図るなど対応を検討していきます。

(3) 事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

○ 現状と課題

- 当町では現在実施しておらず、ニーズ調査結果をみても、利用者や利用希望を示す自由意見はありませんでした。

○ 今後の方策

○今後、「事業所内保育事業」を実施したい意向を示す事業者がある場合には、実施について協議していきます。

(4) 居宅訪問型保育事業

保護者が何らかの理由により保育が困難になった場合、障害・疾病などで個別のケアが必要な場合などへの対応で、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業です。

○ 現状と課題

○当町では現在実施しておらず、ニーズ調査結果をみても、利用者や利用希望を示す自由意見はありませんでした。

○ 今後の方策

○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図るなど対応を検討していきます。

5 相談支援

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

○ 現状と課題

○当町では、地域子育て支援センターや役場の担当窓口などにおいて、子育てについての情報提供をはじめ、保健師等の専門スタッフが育児不安等についての相談に対応し、子育て家庭の支援を行っています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「子育てについて、心配事や、わからない時があると、先輩ママや、保育園の先生と相談する時があります。今後希望としては、役場の保健師さんが「どうですか？」などと、声掛けしたり、心配事などあると思うので手紙などを送ったり、色々と声を聞いてほしいです。」という同類の要望が多くありました。

○ 今後の方策

○今後も現状の体制で保育者等の相談等に応じるとともに、相談窓口や専門機関の積極的な利用に向けて情報提供の充実に努め、周知徹底を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

◎ 現状と課題

- 当町では現在、地域子育て支援センター2か所において事業を実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は4.8%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「1人目子育ての時に、子育て支援センターに行くようになり、とても精神的、肉体的に助けられた思いがあります。保育園に任せるのではなく、町でも何か活動するべきだと思います。」という要望がありました。

◎ 今後の方策

- 引き続き、子育て支援事業や助成制度等が利用できるよう、情報提供や相談・助言並びに利用のあっせん、調整・要請等を実施します。
- 地域全体での子育て支援をめざし、子育て支援センターを中心として保健師、民生委員・児童委員などが子育てサークルの育成や活動を支援できるよう、ネットワークづくりを図ります。

表4.8 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と提供量

	実績 (人回)	推 計 (人回)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	611	322	313	313	310	307
②提供量	611	640	640	640	640	640
差異 (②-①)	0	318	327	327	330	333

6 訪問系事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

◎ 現状と課題

- 生後28日までの乳児の家庭を訪問し、身体測定や発達チェック、相談等を行っています。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

◎ 今後の方策

- 新生児をもつ保護者にとって育児に対する不安の軽減を図る「心のケア」が重要であることから新生児期及び乳幼児期までの一貫した母子の健康を確保するためにも引き続き訪問指導を実施します。

表4.9 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績 (人)	推 計 (人)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	82	70	70	70	70	70
②提供量	82	70	70	70	70	70
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

(2) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◎ 現状と課題

- 育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導を実施しています。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

◎ 今後の方策

- 今後も、保健師等による家庭訪問・相談支援などにより育児に関する正しい知識の普及や相談・指導を通じて、母子の健康の確保と保護者の育児に対する不安や悩みなどの解消に努めます。

7 通所系事業

(1) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

○ 現状と課題

- 当町では児童福祉施設等において一時的に養育できるよう事業実施をめざしていましたが、人員確保等困難な状況です。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）」「夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）」ともに利用はありませんでした。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

○ 今後の方策

- 子育て支援には事業実施をめざす必要があり、引き続き実施に向けて関係機関と協議しながら実現に努めます。

(2) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

○ 現状と課題

- 当町では現在、3か所の施設において事業を実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり（保育所等）」は2.9%、「幼稚園の預かり保育」は1.0%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「緊急時または親が具合の悪い時などに子どもを見てもらえると助かる。」という同類の要望が多くありました。

○ 今後の方策

- 本事業は、未就園児をもつ保護者にとっても重要な子育て家庭支援サービスとなることから、保育サービスの質的向上を図るとともに、積極的な情報提供により利用促進を図ります。

表4.10 一時預かり事業の年度別見込量と提供量

	実績（人日）	推 計（人日）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	557	4,679	4,533	4,480	4,313	4,185
1号認定	0	2,470	2,391	2,356	2,251	2,172
2号認定	557	2,209	2,142	2,124	2,062	2,013
②提供量	557	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
差異（②－①）	0	121	267	320	487	615

（3）時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

○ 現状と課題

- 当町では、幼稚園や保育園において延長保育や休日保育を実施しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「日曜日、祭日しっかり保育園をやってほしい。（保育園は希望しても、見てくれない）」という同類の要望が多くありました。

○ 今後の方策

- 幼稚園における預かり保育等、未就学児の保護者にとってもサービスに対するニーズが大きいことから、サービス内容の充実に努めます。

表4.11 時間外保育事業の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	182	117	114	113	109	107
②提供量	182	180	180	180	180	180
差異（②－①）	0	297	66	67	71	73

（4）病児保育事業

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

○ 現状と課題

- 当町では事業実施をめざしていましたが、実施可能な施設整備、人員確保等困難な状況が続いています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、実際に「病児・病後児の保育を利

用した」方は5.0%と僅かですが、父親・母親が休んで対処した方の40.3%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「仕事をしているので、子どもが病気の時など、預ける場所などがあれば、すごく助かります。」という同類の要望が多くあります。

○ 今後の方策

○調査結果からも事業に対するニーズが確認されることから、引き続き実施に向けて関係機関と協議しながら実現に努めるとともに、近隣市町村とも連携を図りながら、ニーズに対応できるよう体制を整えます。

(5) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

○ 現状と課題

○当町では現在、4か所の施設において事業を実施しています。

○ニーズ調査結果から利用希望状況をみると、就学前児童では小学校低学年のうちは45.0%、高学年のうちは32.5%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。小学校児童ではそれぞれ32.3%、10.8%が利用を希望しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「学童保育を利用していましたが、他町村に比べ料金が高いと思ったことがあります。」という同類の意見が多くありました。

○ 今後の方策

○放課後子ども教室とあわせて、就学児がいる家庭に対する子育て支援のニーズに対応していきます。

○調査結果では小学校高学年の利用希望もあることから、受け入れに向けて検討します。

表4.12 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	146	181	191	200	209	207
小学1～3年生	136	138	147	156	167	162
小学4～6年生	10	43	44	44	42	45
②提供量	146	220	220	220	220	220
小学1～3年生	136	180	180	180	180	180
小学4～6年生	10	40	40	40	40	40
差異（②－①）	0	39	29	20	11	13

8 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○ 現状と課題

- 当町では事業実施をめざしていましたが、人員確保等、事業を実現させるには困難な状況です。
- ニーズ調査結果から就学前児童の定期的な教育・保育事業としての「ファミリー・サポート・センター」の利用希望は9.2%となっています。なお、放課後の時間帯での利用希望状況は、就学前児童では小学校低学年・高学年ともに利用希望者はいません。小学校児童では高学年で0.4%と僅かですが利用を希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「ファミリーサポートセンターを安く利用したい。」という要望がありました。

○ 今後の方策

- 未就学児の保護者にとって有用な支援体制でもあることから、引き続き事業実施に向けて近隣市町村や関係機関と連携しながら協議をすすめます。

(2) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

○ 現状と課題

- 年間14回分の妊婦委託健康検査受診票・妊婦歯科検診受診票を交付し、受診に対する助成を行っています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「妊娠中の保健師さんの対応も、とても満足しています。ありがとうございました。」という意見がありました。

○ 今後の方策

- 母親の妊娠期から出産期における母子の健康を確保するためにも、母子保健事業の総合的・継続的な推進を図るとともに、より利用しやすいような工夫をし、事業の充実を図ります。

表4.13 妊婦健康診査の年度別見込量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間実利用者数	77	70	70	70	70	70

（3）実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

◎ 今後の方策

○この事業は新規事業であることから、今後の動向等をみながら事業の実施を検討します。

（4）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

◎ 今後の方策

○この事業は新規事業であることから、今後の動向等をみながら事業の実施を検討します。



第5章

次世代育成支援の 施策展開

第5章 次世代育成支援の施策展開

次世代育成支援対策は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間において六戸町次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）が推進されてきました。

本計画においても、後期計画と同じ基本理念を引き継ぐこととし、その実現に向けて同様の8つの基本目標のもとで関連施策を評価して見直しを行いました。次頁以降において各施策と関連事業を改訂した具体的な推進策等を記載しています。

次世代育成支援対策推進法に関する基本目標

- 基本目標1 地域における子育ての支援
- 基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進
- 基本目標3 子どもの心身の成長に資する教育環境の整備
- 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進
- 基本目標6 子どもの安全の確保
- 基本目標7 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進
- 基本目標8 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援

施策目標1 地域における子育て支援サービスの充実

○ 現状と課題

○子育てをしている家庭では、核家族化の進展、地域社会の関係の希薄化などにより、以前よりも身近に相談できる人や協力してもらえる人が少なくなっており、子育てに対して不安や負担を感じながら孤立してしまうことも懸念されます。

○当町では、地域子育て支援センターや役場の担当窓口などにおいて、子育てについての情報提供をはじめ、保健師等の専門スタッフが育児不安等についての相談に対応し、子育て家庭の支援を行っています。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
子育てサークル支援事業	子育てサークルへの支援。	A	継続	福祉課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後に保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対する学校の専用施設等における健全育成事業。	A	継続	福祉課
休日保育事業	休日に仕事をもっている保護者に対して、日曜日及び祝日に保育園を開所する事業。	A	継続	福祉課
乳幼児健康支援一時預かり事業（施設型病後児保育）	適当な施設の専用スペース等において、病後回復期にある児童を一時的に預かる事業。	E	継続	福祉課
地域子育て支援センター事業	子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を地域ごとに行う事業	A	継続	福祉課
子育て相談（保育園）	保育園において、子育て相談や情報を提供する事業。 ※専用相談室の設置	A	継続	福祉課
児童家庭相談	家庭における育児相談を電話、家庭訪問等により実施。	A	継続	福祉課
子育て支援ショートステイ事業	保護者が疾病その他の社会的な事由によって、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一時的に養育する事業。	E	継続	福祉課
幼稚園における預かり保育事業	幼稚園における預かり保育の実施。	A	継続	教育課（学校）
情報提供・相談・助言、サービス利用調整等の充実	子育て支援事業や助成制度等が利用できるよう、関する情報の提供、相談・助言並びに利用のあっせん、調整・要請等の実施。	A	継続	福祉課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

○ 家庭・地域へ

- 地域で行う子育て支援事業を積極的に利用し、健やかな子どもを育てていきましょう。
- 子育て支援センターの利用や子育てサークルへの参加などを通じて、子育て仲間や近所の人との交流を深めましょう。

- 子育て支援センターの事業に協力しましょう。
- 育児に悩んだときや迷ったときは、相談窓口や専門機関を積極的に利用するなど、誰かに気軽に相談しましょう。

施策目標 2 保育サービスの充実

○ 現状と課題

- 近年では、核家族化の進行等により、子育てに対する不安や負担感がより強まっており、このことが次代の親となる子どもや結婚前の若者、これから子どもを持つとする夫婦の意識にも影響を及ぼすことが懸念されることから、子育て家庭の支援のため保育サービスの充実を図る必要があります。
- 当町では、親の就業などにより家庭における保育が難しい場合、乳幼児は主に保育園に預けられることとなりますが、平成26年3月末時点で入所児童数が356人、町内の0～5歳人口（507人）の70%程度となっています。また、入所待ちの待機児童はおりません。保育園については、一般に待機児童を出さないための入所定員数の弾力化、通常の保育時間を超えて保育を行う延長保育、一時保育など、多様な保育サービスを提供する環境整備が求められています。
- サービスの確保もさることながら、今後はサービスの質的向上を図るため、保育士等に対する研修を充実させて専門的な能力を高めたり、障がい児保育の充実を図るなど、子どもの発達に応じた適切な指導に結びつけていくことが重要です。町としても、保育や保育園に関する情報提供の充実を図り、必要な世帯の保育サービスの利用をバックアップする適切な対応が求められます。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
通常保育事業	受入体制の整備。	A	継続	福祉課
延長保育事業	保育園の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業。	A	継続	福祉課
乳児保育事業	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業。	A	継続	福祉課
休日保育事業【再掲】	休日に仕事をもっている保護者に対して、日曜日及び祝日に保育園を開所する事業。	A	継続	福祉課
保育園地域活動事業	保育園の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業。	A	継続	福祉課
保育園の整備	施設の老朽化に伴う改築や耐震性の向上を図るための整備。	A	継続	福祉課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善・推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施

◎ 家庭・地域へ

- 子育てと仕事の両立は大切ですが、子どもの幸せを第一に考えて必要な保育サービスを適切に利用しましょう。
- 子どもに対する家族の役割について話し合いましょう。
- 家庭内の役割を確認、調整しながら、育児者がリフレッシュできるよう協力しましょう。
- 必要なときに子どもを預けられる人間関係をつくることを日頃から心がけましょう。

施策目標 3 子育て支援ネットワークづくり

◎ 現状と課題

- 住み慣れた地域で安心して子育てに専念できるよう、保健・医療・福祉・教育等が連携した体制の整備が必要です。さらに、子育て中の親や子育てに関心を持つ人がつながりを持てるような支援を図り、子育てサークルや子育て支援団体などの自主的なネットワークを形成していくことも望まれます。
- 当町では子育て支援センターが核となり、保健師、民生委員・児童委員などが子育てサークルの育成や活動を支援し、母親同士の交流や情報交換、相談の場を提供しています。今後も、同じ地域で子どもを育てる親同士の交流の意義を伝え、子育てサークル活動、親子交流事業などへできるだけ多くの保護者の参加を促していくことが必要です。また、子育て支援ボランティアの養成と活動支援、ネットワークづくりを図るとともに、ファミリー・サポート・センターの設置についても検討する必要があります。課題として会員数100人以上等の条件となっているため、複数市町村での合同設置や近隣市町村への委託も検討する必要があります。

◎ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
子育て支援ネットワークの整備	きめ細かな子育て支援サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質の向上のため、子育て支援サービス等の地域ネットワークの整備。	A	継続	福祉課
地域全体での子育てに関する啓発	地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識の啓発。	A	継続	福祉課
子育てサークル支援事業【再掲】	子育てサークルへの支援。	A	継続	福祉課
ファミリーサポートセンターの設置(検討)	育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり育児について助け合う事業。	E	継続	福祉課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

◎ 家庭・地域へ

- 町から提供される子育て支援情報を収集し、効率的にサービスを利用しましょう。
- 子育てサークルへの参加、掲示板や回覧板等の利用、子育て仲間や近所の人との交流などを通じて、子育てに関する情報交換を行いましょう。
- 地域の子育てサークルを支援しましょう。

施策目標 4 児童の健全育成・こども医療費助成

◎ 現状と課題

- 子どもは日常の遊びを通じて仲間意識の形成や社会性を発達させており、児童が地域の中で自由に遊び、安全に過ごすことのできる居場所の確保が必要です。また、調和のとれた情操豊かな子どもの育成には世代間のコミュニケーションが不可欠であり、幼児と小中学生、高校生、さらには高齢者をはじめとする地域の人々の協力を得て、世代を超えてふれあえる交流の機会が求められます。
- 子どもは各家庭の子どもであると同時に、地域社会の子どもであるという意識が強くあり、子どもを地域で見守り、育てるなど、子育てを支える風土や仕組みが自然に形成されていました。しかし、現代では核家族化の進展などによって地域共同体としての意識や連携が希薄化し、地域の子育て機能が育ちにくくなっています。そのため、地域における体験的な学習や交流活動の機会の充実を促進し、子どもが豊かな心やたくましく生きる力を身に付ける環境づくりを進めていく必要があります。
- 近年の社会環境の変化によるひずみは子どもたちを取り巻く環境にも影響を及ぼし、犯罪の増加、不登校、虐待、いじめや学級崩壊などさまざまな事件や問題が生じています。そのような中で、専門的機関との連携を図り、子どもたちを地域でサポートしていくネットワークづくりも重要です。

◎ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	放課後に保護者のいない家庭の小学校児童に対する学校の専用施設等における健全育成事業。	A	継続	福祉課
放課後子ども教室推進事業	活動拠点を設け、地域の方々の参画を得ながら、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流を推進。	C	継続	教育課 （社会教育）
児童手当支給	「児童手当法」に基づく手当の支給。	A	継続	福祉課
学校、社会、地域の連携した青少年事業	関係機関との連携の強化。公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源および主任児童委員、児童委員、子ども会、自治会等を活用した取り組みの推進。	B	継続	教育課 （社会教育）
町内巡回活動	町内補導活動等による問題行動の早期発見及び未然防止。	B	継続	教育課 （社会教育）

社会を明るくする運動	街頭キャンペーン、標語、作文コンクール、講演会。	C	継続	教育課 (社会教育)
青少年健全育成	青少年の健全育成を図るため青少年健全育成会を推進。	B	継続	教育課 (社会教育)
青少年環境浄化活動	有害図書類調査、自販機等の立ち入り調査。	B	継続	教育課 (社会教育)
読み聞かせボランティア養成講座の開催	未経験者を対象とした外部講師によるボランティア養成講座。	B	継続	図書館
読み聞かせボランティア研修の開催	読み聞かせボランティアの経験者を対象とした図書館司書による講座。	B	継続	図書館
学校図書館の充実と公共図書館との連携強化	学校図書館と公共図書館が連携し、図書の内容充実などの整備。	B	継続	図書館

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

◎ 家庭・地域へ

- 子どもの健全育成に住民が参加するという意識を持って子どもたちに接しましょう。
- 各種の遊び場に積極的に参加して、同世代の子どもたちとの交流、祖父母世代などとの世代間交流を図りましょう。
- 児童の保護者はもちろん、地域住民も児童の健全育成に積極的に参加していきましょう。
- 祖父母、地域の高齢者の方などは、昔の遊びを家庭や地域活動などで子どもたちに伝えていきましょう。

基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進

施策目標1 子どもや母親の健康の確保

○ 現状と課題

- 母体と生まれてくる子どもの健康を守るため、妊娠期・出産期におけるきめ細やかなサポート体制の確立が不可欠です。特に、乳幼児については、体調の変化を敏感に感じとり、子どもの状態に応じて適切な運動や栄養、休息がとれるようにしなければなりません。
- 女性にとって妊娠・出産は大きな喜びであると同時に、出産や出産後の「子育て」に対して不安や悩みを生じやすいものです。そのため、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減を図る「心のケア」、さらには、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供などの充実も求められます。
- 当町では、母親の妊娠期から出産期、さらには子どもの新生児期及び乳幼児期までの一貫した母子の健康を確保するため、六戸町母子保健計画（『健康ろくのへ21』に含む）を策定し、妊婦および乳幼児等の健康診査、相談事業、訪問指導、保健指導、パパママスクールなどの母子保健事業を推進してきました。
- 各種健康診査、保健師等による相談支援や家庭訪問などにより出産・育児に関する正しい知識の普及や相談・指導を通じて、母子の健康の確保と保護者の育児に対する不安や悩みなどの解消に努めることが重要です。そのためには、母子保健事業を総合的かつ継続的に推進する体制をさらに充実させ、各種事業をより利用しやすいものに工夫していきながら、事業の一層の普及と充実を図っていく必要があります。
- 近年では、晩婚化の影響もあり、子どもを望んでもなかなか子宝に恵まれない夫婦も少なくありません。当町においても、不妊相談や不妊治療の補助などの支援の拡充を検討していく必要があります。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
母子健康手帳の交付・妊婦相談	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付及び保健サービスの情報提供と妊婦相談・指導。	B	継続	福祉課
乳幼児相談	乳幼児とその親を対象とした子育て相談。	B	継続	福祉課
乳幼児訪問指導	育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導。	B	継続	福祉課
妊婦一般健康診査	妊婦を対象とした医療機関における健康診査。平成20年4月から助成回数を14回に拡大し実施。 妊婦委託健康検査受診票・妊婦歯科検診受診票の交付。	A	継続	福祉課
乳児一般健康診査	0か月～12か月児を対象とした医療機関における健康診査。	A	継続	福祉課
4か月児・12か月児健康診査	4か月児・12か月児を対象とした集団健康診査。	B	継続	福祉課

1歳6か月児健康診査	1歳6か月～1歳8か月の幼児を対象とした集団健康診査。	B	継続	福祉課
3歳児健康診査	3歳5か月～3歳7か月の幼児を対象とした集団健康診査。	B	継続	福祉課
事故防止啓発	発達段階にあわせた事故防止情報の提供と啓発。	B	継続	福祉課
乳幼児医療費支給	乳幼児を対象とした医療費の支給。	A	継続	福祉課
予防接種	「予防接種法」に基づく予防接種。接種率向上。	B	継続	福祉課
パパ・ママスクール	妊娠・出産・育児について、保健師・栄養士等の話を聞きながら妊婦同士の交流を充実。祖父母世代を対象に子育て教室の開催。	E	継続	福祉課
新生児訪問	生後28日までの乳児の身体測定や発達チェック、相談等を行う。	B	継続	福祉課
不妊治療への支援	不妊専門相談センターでの相談指導や県立病院での不妊治療の実施状況等の情報提供。	C	継続	福祉課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

◎ 家庭・地域へ

- 妊娠にできるだけ早く気づき、きちんと妊娠届を出して母子健康手帳をもらいましょう。
- 妊婦はバランスのとれた食事を心がけ、喫煙、飲酒はやめましょう。
- 妊婦には席を譲りましょう。また、妊婦のそばでは喫煙しないようにしましょう。
- 母子共に、健診を忘れずに受けましょう。
- 子どもの健康状態には常に気を配り、適切に対応できるようにしましょう。
- 予防接種は忘れずに受けましょう。
- 子どもが健康でたくましく成長するために、乳幼児からの健康管理をしっかりとしましょう。
- 健康に関する相談や教室は、気軽に利用しましょう。

施策目標 2 食育の推進

◎ 現状と課題

- 安全な体に良い食を選ぶ力を身に付け、食を通じて心身ともに健康な体をつくるため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供を進める必要があります。また、栄養面だけでなく、望ましい生活習慣やマナーの習得、家族との団欒など、子どもの人格形成に資する部分も大きく、その意味からも食育の重要性が見直されています。親子間、家族間のコミュニケーションをとりながら、子どもに食事の大切さを理解させ、望ましい食習慣を身につけさせるためにも家族で食卓を囲む機会を増やしていくことが重要です。
- 当町では、母子健康手帳交付時の健康相談、母親教室や訪問指導などにおいて、妊産婦から乳幼児期までの食育を保健指導の中に取り入れているほか、離乳食や正しい食事の

摂取、望ましい食習慣についての啓発に努めています。

○調和のとれた人間性、健康な体の基礎となる食の大切さを広めていく観点から、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する情報や学習機会の提供を図り、子どもの心と身体の健康づくりを推進する必要があります。

◎ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
母子健康手帳交付時の面接（健康相談）	食事バランスガイド等を活用し、母性の健康の確保を図るため、妊娠前後からの適切な食生活と食に関する学習の機会・情報提供。	C	継続	福祉課
4か月児・12か月児における栄養相談	離乳食について。食に関する学習機会や情報提供。	C	継続	福祉課
1歳6か月児における栄養相談	望ましい食習慣の啓発。食に関する学習機会や情報提供。	C	継続	福祉課
3歳児における栄養相談	望ましい食習慣の啓発。食に関する学習機会や情報提供。	C	継続	福祉課
健やかな体の育成食育事業	給食を通して、栄養の知識や食の大切さの指導。	C	継続	教育課（学校）

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善・推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施

◎ 家庭・地域へ

- 食事を通じて親子の絆はもちろん、他の子育て家庭との交流を深めましょう。
- 子どもの前では、できる限り偏食しないようにしましょう。
- 子どもと一緒に料理を作る機会を増やしましょう。
- 食に関する事業に積極的に参加し、理想的な食事と食習慣を身につけましょう。
- 産地を選んで購入できる場合は、なるべく地元の食材を選びましょう。

施策目標 3 思春期保健対策の充実

◎ 現状と課題

○子どもの成長過程において、思春期は子どもから大人になる転換期であり、この時期の経験は、将来の結婚生活や健康に大きな影響を及ぼすとても大切な時期でもあります。近年、社会環境の変化により、思春期の子どもを取り巻く環境が大きく変化し、たばこやお酒の問題、性の問題、薬物使用などさまざまな問題が子どもたちのすぐ近くに存在するようになってしまっています。

○当町では、学校の授業において、喫煙、飲酒、薬物乱用防止の教育指導、性の問題や男女交際・生命の尊重等の教育指導を行っています。さらに、保護者に対しても授業参観などの機を捉えて、同様のテーマの啓発、教育活動を実施してきました。

○子どもが人として人間的に成長し、次世代の親になるという観点から、思春期における心身ともに健康な人づくりに、家庭を中心に学校・地域が関わっていくことは重要な課題と言えます。

◎ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
思春期教室	思春期の健康問題についての正しい知識の啓発・普及。 (十代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、生命を大切にする心を養い、性に関する健全な意識のかん養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及)	B	継続	福祉課
思春期保健相談	思春期の健康に関する電話相談。	C	継続	福祉課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

◎ 家庭・地域へ

- 子どもには規則正しい基本的な生活習慣を身につけさせましょう。
- 子どもの一番身近な相談相手になれるよう、親子の信頼関係を築きましょう。
- 思春期においては、子どもの変化を見逃さないようにしましょう。
- 思春期の子どもには、乳幼児とふれあう機会を増やしましょう。
- 子どもの携帯電話の利用については、通話時間やインターネット利用などについて約束事を決めましょう。
- 地域や家族とも、受動喫煙について正しい知識を持ち、できる限り子どもの前では喫煙しないようにしましょう。
- 未成年者の喫煙・飲酒の害を正しく知り、冠婚葬祭、盆・正月などでも決して子どもに勧めることがないようにしましょう。
- 未成年者の喫煙・飲酒を見つけた場合には注意するようにしましょう。

施策目標 4 小児医療の充実

◎ 現状と課題

- 小児医療は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる社会基盤となるものなのです。小児医療においては疾病の診断や治療だけでなく、育児上の問題、家庭や学校における健康上の問題などの解決も求められます。
- 一次医療としての「かかりつけ医」は疾病の診断や治療にとどまらず、子どもの発育・発達の評価、育児に関する相談、予防接種による感染症の予防など幅広い対応を行っています。すべての子どもにかかりつけ医がいる状態を目指し、今後も子育て家庭に対してかかりつけ医の普及・啓発を行っていくことが大切です。
- 町内外の医療機関等の情報提供については、一層の普及に努める必要があります。
- 当町では、医療費助成、小児救急医療体制の確保、各種情報提供などを図ることにより小児医療の充実に努めてきました。今後も、かかりつけ医の普及のほか、小児医療に関する総合的な情報の収集・提供の充実が不可欠です。

○さらに、小児医療機関の少なさや医療機関の連携の在り方などが問題となっている昨今の状況も踏まえ、管内の小児科の休日・夜間診療などの緊急医療体制の整備や入院治療に対応した二次医療などの確保に向け、県や近隣市町村及び関係機関との連携を図っていく必要があります。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
乳幼児医療費支給【再掲】	乳幼児を対象とした医療費の支給。	A	継続	福祉課
小児救急医療体制の整備	小児救急医療については、県や近隣の市町村、関係機関との連携のもとに取り組む。	B	継続	町立病院 福祉課
小児医療に関する情報提供	小児医療に関する情報提供の充実。各種医療費助成制度、小児救急医療体制等を活用できるよう周知。	C	継続	福祉課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善・推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施

○ 家庭・地域へ

- かかりつけ医をもちましょう。
- 主体的な情報収集に努め、各種助成制度を理解し、きちんと利用していきましょう。
- 医療機関の受診には、子どもの症状と対処法の診療ガイドラインを参考にしましょう。

基本目標Ⅲ 子どもの心身の成長に資する教育環境の整備

施策目標 1 次世代の親の育成

○ 現状と課題

- 今現在の子どもは、将来、自分の家庭を築き、子どもを産み育て、次世代の町の担い手となる重要な存在です。しかし、社会の変化や少子化により、子どもや若い親世代は、様々な体験の不足や、異世代との交流、身近で子育てに接する機会等の減少により、社会性が育ちにくく、自立が遅れているとの指摘もあります。大人になる将来を見据えて、親になるための長きにわたる準備の一環として、早い段階から妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会を設ける必要があります。
- 子宝に恵まれた明るい家族が多く期待できるよう、子どもを産み育てていくことへのかけがえのなさを感じてもらうことが重要です。
- 中学生、高校生等に対して、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育園、幼稚園、児童館や乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を拡大していくことが必要です。
- 子どもが家庭をもつことの意義や子育て等に関する学習機会や情報が享受できるように支援するとともに、次世代の親になる子どもについても年代に応じた教育や体験等の機会の充実を図っていくことが必要です。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
職場体験	中学校期における様々な職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対する意識の啓発。	A	継続	総務課
ふれあい体験学習	中学生と赤ちゃんがふれあうことのできる機会の提供。	B	継続	福祉課
男女協働の家庭のあり方の啓発	男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発については、各分野が連携した効果的な取り組みの推進。	A	継続	総務課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

○ 家庭・地域へ

- 思春期の子どもには、乳幼児とふれあう機会を増やしましょう。
- 事業者は職場見学や職場体験を積極的に受け入れましょう。

施策目標2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備

○ 現状と課題

- 子どもの生きる力となる健やかな体と豊かな心は、家庭はもちろん集団の中において培われるものでもあるため、一人ひとりの個性を大切にされた学校教育の充実を図ることが重要です。
- 学校においては、学力を身につけるだけでなく、自制心や自立心、思いやりや助け合いの心、社会的なマナーやモラル、さらには健やかな体を育成することなどがが必要です。そのため、当町では子どもに確かな学力と体力を身につけるためのきめ細かな指導方法の工夫を行うことはもちろん、教育課程及び学校生活全体を通じた道徳教育の充実を図り、人間形成の基礎となる部分を養っています。今後も、子どもたちとのふれあいを大切にしながら活気ある学校づくりに取り組み、教職員の資質の向上、開かれた学校として学校評価の公表と地区懇談会等の充実を図る必要があります。
- 近年、核家族化、少子化、家庭や地域の教育力の低下を背景に、いじめ、不登校、ひきこもりなどの問題も増加してきています。そのため、教育相談員を学校に派遣して、子どもに対するカウンセリングをはじめ、親や教員に対する相談の充実を図ることも必要です。
- 子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。その状況の中で、子どもたちが健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域社会が連携し、豊かな人間性を育む教育や個性を生かした多様な能力を育む学校教育を推進していく必要があります。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
英語指導助手（ALT）の活用	英語指導助手（ALT）の小学校及び保育園・幼稚園への派遣。	C	継続	教育課（学校）
道徳教育の時間の確保	道徳の時間の確保や心のノートの効果的活用。 教育内容の充実を図るための、指導方法や指導体制の工夫・改善。 道徳教育の充実。	B	継続	教育課（学校）
運動部活動	外部指導者の導入等による運動部活動の充実。	A	継続	教育課（スポーツ）
健やかな体の育成食育事業【再掲】	給食を通して、栄養の知識や食の大切さの指導。	C	継続	教育課（学校）
開かれた学校づくり	学校評議委員制度の活用。 地域・家庭・学校の連携・協力体制の構築。	B	継続	教育課（学校）
信頼される学校づくり	活動への補助及び行事への協力。	B	継続	教育課（学校）
各小中学校PTA連絡協議会への支援	活動への補助及び行事への協力。	C	継続	教育課（学校）
保育園、幼稚園と小学校の連携	保育園や幼稚園から小学校への円滑な移行のための連携強化。	B	継続	教育課福祉課
学校における指導の充実	子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実。 外部人材の協力による学校の活性化等の推進。 学校における指導体制の拡充。	B	継続	教育課（学校）

体験活動の推進	地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の推進。	B	継続	教育課 (学校)
問題行動や不登校に関する相談支援体制の整備	いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域および関係機関との間のネットワークづくり等の整備。	B	継続	教育課 福祉課
健康教育の推進	生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要なとなる知識や適切な生活習慣等を子どもに身につけさせるための教育の推進。	C	継続	教育課 福祉課
教員配置の適正化の促進	教員一人ひとりの能力や実績等の適正な評価、配置、処遇の実施。	C	継続	教育課 (学校)
安全な学校教育の環境づくり	学校施設の整備のほか、家庭や地域の関係機関・関係団体との連携のもと、安全管理に関する継続的な取り組みを推進。	B	継続	教育課 (学校)
幼児教育の啓発	幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等への情報提供、理解の促進。	C	継続	福祉課
就学指導体制の充実	幼稚園から小学校教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連携体制の構築。	B	継続	教育課 (学校)

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善・推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施

◎ 家庭・地域へ

- 保護者、地域住民、学校、行政、関係機関等の連携のもと、教育環境の整備を推進していきましょう。
- 保護者は学校行事にできるだけ参加して、子どもの学校での様子に関心を持ちましょう。
- PTA活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 地域ぐるみで学校を支援しましょう。

施策目標3 家庭や地域の教育力の向上

◎ 現状と課題

- 長い人生を歩む上で、健康で丈夫な体や体力、主体的に判断・行動し問題を解決する力、他人を思いやる心や豊かな人間性など、子どもに身につけてほしいと望むことは多くあり、それらはすべて「生きる力」につながります。子どもがそのような力を備えられるよう、学校、家庭および地域が相互に連携しながら社会全体で子どもを育てていくことが必要です。
- すべての教育の出発点である家庭での教育において、早寝早起きや朝食をとるなどの基本的な生活習慣、さらには社会的なマナー、自制心、自立心、倫理観などを身につける上で重要な役割を果たします。当町では、親が子どもの個性を尊重しながら自信を持って子どもを教育できるよう、家庭での教育の重要性や親の役割などを学習する機会の提供や相談などを実施しています。さらに家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという認識のもと、子育て家庭やサークルを支援するボランティアの養成をはじめ、親と子さらには祖父母世代の相互理解のための世代間交流事業等の充実を図っています。
- 家庭教育への支援はもちろん、地域社会の子育て機能が十分に発揮されるよう住民の理

解と参加を呼びかけ、子どもの自立や子育てを支援するために地域のつながりを一層強化していく必要があります。

◎ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
子育て相談の充実	子育て相談、情報の提供。	C	継続	福祉課
家庭教育に関する学習機会・情報の提供	公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まる機会を捉え、子どもの発達段階に応じた教育に関する学習機会、情報の提供。	B	継続	教育課 福祉課
子育てに関わる活動の支援	子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備を目的に、子育て経験者等を母子保健推進員として配置し、情報の提供を図る。	C	継続	福祉課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

◎ 家庭・地域へ

- 子どもの基本的な生活習慣やマナーは家庭で身につけさせましょう。
- 各種教室や講演会、スポーツなどの機会があれば、親も子も積極的に参加しましょう。
- テレビゲームなどは時間を決めてやるようにし、できるだけスポーツをしたり、外で身体を動かす遊びをさせましょう。
- 地域における教育を意識し、家庭・地域・行政が一体となった取り組みを進めましょう。
- 学校から帰ってきた子どもたちを地域で見守りましょう。
- 子どもが、危険なことや迷惑がかかること、いたずらなどをしていたら注意しましょう。
- 自分の子どもが注意された親はそれを受け止め、子どもにしっかり教えましょう。
- 子育て経験者は、自分の経験や体験を積極的に地域に還元していきましょう。

施策目標4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

◎ 現状と課題

○街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については子どもに対する悪影響が懸念される状況にあります。そのため、関係機関を通じた有害図書調査や児童・生徒にとって望ましくない施設への立ち入り制限を推進するなど、地域住民や関係機関との連携・協力のもと、店舗や関係業界に対して自主的措置をとるよう働きかけていく必要があります。

○近年のインターネットや携帯電話の普及によっても有害情報が氾濫し、それらが子どもたちの目にも触れたり、事件に巻き込まれたりする機会が増えてきていることから、インターネット上のいじめや有害情報等から子どもたちを守っていく必要があります。

◎ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期 評価	今後 方針	担当課
青少年環境浄化活動 【再掲】	有害図書類調査、自販機等の立ち入り調査。	B	継続	教育課 (社会教育)
青少年健全育成 【再掲】	青少年の健全育成を図るため青少年健全育成会の推進を図る。	B	継続	教育課 (社会教育)
「子ども110番の家」	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」の看板設置。	A	継続	総務課
適切なインターネット利用に関する啓発	電子メールや掲示板などのインターネット全般における子どもの利用者モラルの向上を図るため、子どもの携帯電話等の利用制限、フィルタリング・サービス等の普及・啓発。	B	継続	教育課 (社会教育)

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

◎ 家庭・地域へ

- 有害環境対策のため、地域のパトロールに協力しましょう。
- 子どもの携帯電話、インターネットの利用についてはルールを決めましょう。

基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

施策目標 1 良好な居住環境の確保

○ 現状と課題

- 住宅をはじめとする生活環境は、人の暮らしの基盤となるものであり、安心して子どもを産み育てるためにも欠かすことのできないものです。
- 子育て家庭がゆとりを持って、安心して子どもを産み育てられるよう、町内の各地域の特性やライフスタイルに対応した住居はもちろん、子どもが遊べる公園などの総合的な居住環境の整備が望まれます。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
都市公園等の整備	居住環境に配慮した公園及び緑地の整備。	A	継続	建設下水道課
総合的な居住間環境整備	町営住宅の維持管理、整備。	A	継続	建設下水道課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

○ 家庭・地域へ

- 当町で生活するすべての町民が安心してゆとりある生活を送れるように、みんなで環境保全を心がけましょう。
- 地域の公園や集会所などの清掃活動に参加しましょう。
- 公園や緑地環境の維持を普段から心がけ、近隣の住環境の向上に努めましょう。

施策目標 2 安全な道路交通環境の整備

○ 現状と課題

- 当町では、すべての住民にとって外出、生活しやすい環境を実現するため、バリアフリー化を促進するとともに、道路・歩道の整備や交差点の改良、通行車両の速度規制など安心・安全な道路交通環境の整備を図ってきました。
- 子育て家庭を支援する観点からも、乳幼児を連れた親でも外出しやすく、子どもの日々の移動が安全である道路交通環境づくりを推進していくことが重要です。今後も、交通環境の利便性の向上、通学路をはじめとする歩道、交通量の多い車道等を中心に引き続き整備を推めていく必要があります。

◎ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
地域の道路の整備	道路、歩道の整備。 死傷事故発生割合が高い道路におけるランプ、クランク等整備の重点的実施。	A	継続	建設下水道課
交通安全施設の整備	通学路整備、交差点改良整備、道路照明灯設置。 防護柵、道路反射鏡。 信号の設置要望。	A	継続	建設下水道課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

◎ 家庭・地域へ

- 道路や施設等を利用した際、段差等に気づいたら関係機関に連絡しましょう。
- 子ども連れの人が出しやすきよう、歩道には通行の妨げになるようなものを出不さいようにしましょう。

施策目標3 安全・安心なまちづくりの推進等

◎ 現状と課題

○当町において、子どもが外出する際に身の危険が及ぶことに不安を抱えている保護者は少なくありません。町では、子どもの安全を守るため、通学路等の道路や公園の点検、防犯灯や緊急通報装置の設置や交通安全看板の設置などに取り組んできました。今後も、子育て家庭を支援する観点からも、子どもの日々の生活が安全で安心できるまちづくりを推進していくことが重要です。今後も、公園や道路、遊び場などにおける防犯性を高めるための整備を進めていくことが必要です。

◎ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
防犯設備の整備	町内各所における防犯灯、緊急通報装置等の設置の推進。 道路、公園、駐車・駐輪場および公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備。 これらの必要性に関する広報啓発活動の実施。	A	継続	総務課
防犯グッズの周知啓発	広報等により各種防犯グッズの啓発。	A	継続	総務課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

◎ 家庭・地域へ

- 道路を利用する全ての町民が、お互いの安全を確認し交通安全に努めましょう。また、安全向上が必要な道路に気づいたら、関係機関に連絡し相談しましょう。
- 通学路などの安全確保に協力しましょう。

基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活の両立の推進

施策目標 1 仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し

○ 現状と課題

- 夫婦共働きの家庭が増加し続けている状況の中では、男女がともに家事や育児を分担し、家庭生活を築き上げることができるよう「仕事と生活の調和」の実現を目指していく必要があります。そのためには、男女の区別なく、これまでの仕事優先であった働き方を見直し、男女がともに健全な家庭生活を築いていくという認識が必要です。
- ワークライフバランスが重要視されている昨今、男女がともに家庭における役割を担うことへの意識啓発を図るとともに、男性を含めたすべての人が家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、これを妨げる職場慣行やその他の諸要因の緩和に向けて、労働者、事業主、地域住民等の社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供などを関係団体と連携しながら推進する必要があります。
- 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備していくためには、産休や育児休業制度の活用促進や女性の再就職支援対策の強化などを推進していく必要があります。また、家庭生活にゆとりをもたらす、家族とのふれあいの時間を拡大するために、労働時間の短縮も求められます。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
仕事と生活の調和実現のための働き方の見直しの促進	男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにする「働き方の見直し」の推進。	A	継続	総務課
仕事と生活の調和に関する意識の醸成	職場優先や固定的な性別役割分担意識等の職場における働きやすい環境を阻害する慣行、その他の諸要因の解消を目指し、労働者、事業主、地域住民等の意識改革の推進。 広報・啓発、研修、情報提供等。	A	継続	総務課
仕事と子育て両立のための広報・啓発・情報提供	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知。 仕事と子育ての両立のための支援体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等。	A	継続	総務課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善・推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施

○ 家庭・地域へ

- 家庭の中で協力し、家事や育児の分担をしましょう。
- 夫婦共同による子育てや、仕事との両立を実現するため積極的な情報収集・サービス利用を行いましょう。
- 子どもと家庭の幸せを第一に考えた上で、保育サービスを活用しましょう。

- 企業は子育ての大切さを理解し、勤務時間や休暇の調整しやすい職場環境をつくりましょう。
- 男女ともに育児休業制度などを活用しましょう。
- 支援してもらえる人がいたら、遠慮せずに力を借りましょう。
- 子育てをしながら働く人を温かく見守りましょう。

施策目標 2 男女共同参画の推進

○ 現状と課題

- 安心して子どもを生み、健やかに育てていくには、父親と母親がともに当事者であることを自覚し、互いに協力し合って温かな家庭を築くことが大切です。しかし、「男は仕事、女は家庭」という意識が根強く残り、男性の仕事優先の雇用慣行がある状況などから、女性が孤独な育児により社会から疎外感を感じたり、勤めていれば家事や育児の負担や不安を一手に抱えてしまうケースも少なくありません。
- 家庭は男女が互いに協力して営むものであり、それぞれが家事や育児の役割を分担し、男女問わず仕事との調和を図っていくことが必要です。そのため、男性の家事や育児への参加意識を高めるとともに、職場や地域も含め、固定的な男女の性別役割分担意識を変え、夫婦の協力による子育てを推進していくことが必要です。
- 子育てはもちろん仕事も男性、女性ともに責任を担っていくものであるという男女共同参画意識を高めることにより、夫婦の良好なパートナーシップを養うことができます。そのためには、まず家庭における男女の役割分担の見直しや子育ての大切さや楽しさへの気づきを促し、家庭内の家事・育児などの責任を男女がともに担い、支え合うという仕事と家庭の両立を推進するための意識啓発が必要です。
- こうした意識は一朝一夕に浸透するものではないため、子どものうちからの啓発も重要です。子育ての楽しさや意義、男女が協力して家庭を築くことの重要性について啓発を行うとともに、支え励まし合う環境づくりを進める必要があります。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
男女共同参画社会の必要性の啓発	男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発。	A	継続	総務課
男女の固定的な性別役割分担意識の是正	家庭、地域、職場において、男女平等の認識に立って、男女が共同して参画する社会づくりを積極的に推進し、「男女共生社会の実現」をめざし、男女役割分業意識の改革や家庭生活における共同子育てなどの普及啓発への継続的取り組みを推進。	A	継続	総務課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

◎ 家庭・地域へ

- 夫婦協同による子育てや、仕事との両立を実現するため積極的な情報収集・サービス利用を行いましょう。
- 家庭の中で協力し、家事や育児の分担をしましょう。
- 男女ともに育児休業制度などを活用しましょう。
- 企業は男女協同による子育ての大切を理解し、男女の区別なく勤務時間や休暇の調整しやすい職場環境をつくりましょう。

基本目標Ⅵ 子どもの安全の確保

施策目標 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

○ 現状と課題

- 車社会の現代において、子どもたちに対して交通安全の意識の啓発を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣づけていくことが大切です。
- 当町では、警察、交通安全協会、交通安全母の会の協力を得て、保育園、幼稚園、小学校等において交通安全教室を開催し、年齢に応じた交通安全教育の徹底を図り、子どもたちの交通マナーやモラルの向上に努めています。また、子どもに限らず保護者に対しても交通安全教室への積極的な参加を促しています。さらに、日頃から町民一人ひとりが子どもの安全に留意すること必要であるため、交通安全運動を推進し、安全意識の向上を図っています。
- 警察、交通安全協会、交通安全母の会の協力を得て、保育園、小学校等における年齢に応じた交通安全教育の徹底を図り、子どもたちの交通マナーやモラルの向上に努める必要があります。また、地域におけるボランティアの育成にも取り組み、保育園・幼稚園・警察・学校・関係団体などとの連携のもと、交通事故防止に向けた地域の取り組みを一層強化していくことも重要です。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
交通安全活動の推進	子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、(交通安全講習会、新入生に黄色い帽子を配布、交通安全に関する広報活動など)総合的な交通事故防止対策を展開。	A	継続	総務課
交通安全教育の推進	保育園・幼稚園・小学校・中学校等における交通安全教室の開催。 子ども及び親などを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施。	A	継続	総務課
交通安全広報活動の推進	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等の実施。	A	継続	総務課
交通事故・事故防止情報の提供	子どもを交通事故の被害から守るための情報提供。	A	継続	総務課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

○ 家庭・地域へ

- 日頃から、歩行時、運転中を問わず交通安全を意識するとともに、子どもに注意を払いましょう。
- 小さい子どもの外遊びにはできるだけ付き添いましょう。
- 通学路等の安全確保に協力しましょう。
- 乳幼児を車に乗せるときは、チャイルドシートを適正に使用しましょう。

施策目標 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

○ 現状と課題

- 子どもたちが安心して安全に生活できる環境が脅かされており、事故や事件に巻き込まれるなどの子どもが危険にさらされるケースの増加が懸念されています。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、町内の各地域の学校付近や通学路などにおいて、PTA等の学校関係者、防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を実施しています。さらに、広報に防犯特集を掲載するなど町民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯講習会の開催なども行っています。
- 子どもの安全を守るためには、何より地域の大人たち一人ひとりが、「地域の子どもたちは地域で守る」という強い共通認識をもって、保育園、学校、警察、各種団体等との連携を強化しつつ、常に子どもの安全を継続的に考えていくことが重要です。近年、地域のつながりが徐々に薄れていく状況にもあるため、防犯のみならず防災・災害時などにおいても、地域の子どもを守る意識を住民に啓発していく必要があります。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
地域安全広報活動の推進	地域や関係機関が連携した町内キャンペーン等の実施。	A	継続	総務課 福祉課 教育課
犯罪・被害情報の収集・蓄積	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換、情報共有。	A	継続	総務課
犯罪・被害情報の提供	子どもの防犯対策及び住民の自主防犯行動促進のための情報提供。	A	継続	総務課
パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動の実施。	A	継続	総務課 福祉課 教育課
防犯講習	子どもが犯罪被害に遭わないようにするための防犯講習の実施。	A	継続	総務課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

○ 家庭・地域へ

- 小さい子どもの外遊びにはできるだけ付き添いましょう。
- 子どもが、日没後や夜間に無断外出した場合などは、厳しく注意しましょう。
- 地域の防犯パトロールに協力しましょう。
- 通学路の安全確保に協力しましょう。

施策目標3 被害に遭った子どもの保護の推進

○ 現状と課題

○不幸にも、交通事故、犯罪、児童虐待、いじめなどの被害に遭ってしまった子どもに対しては、精神的ダメージを軽減するため、関係機関と連携しながらカウンセリングなどのきめ細かな支援を行い、短期間での回復を図ることが求められます。そのためにも、早期対応による心のケア、助言指導の充実と、再発防止のための一時保護などの体制づくりが必要です。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
被害児童に対するケア体制の整備	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施。 教育相談体制の充実・強化。	B	継続	教育課 福祉課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

○ 家庭・地域へ

●犯罪はもちろん、虐待やいじめなどで、保護の必要だと思われる児童を見かけた場合には、速やかに関係機関に相談しましょう。

基本目標Ⅶ 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進

施策目標 1 児童虐待防止対策の充実

○ 現状と課題

- 子育て中の親の育児に対する不安や負担感が増している中で、親自身の精神状態や子どもの発達状況などのさまざまな要因が複雑に絡み合い、生活上のストレスが子どもに向けてしまうケースの増加が懸念されています。そのような行動がエスカレートし虐待に及ぶことのないよう、保護者のメンタルケア、ストレスや不安の緩和などについて対策を講じる必要があります。
- 当町では、児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を設置し、保育園や小学校、町の機関をはじめ、児童相談所、警察、民生委員・児童委員等と連携を図り、子ども虐待の防止に努めています。今後も引き続き関係機関との連携を強化し、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、アフターケアを推進していく必要があります。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
要保護児童対策地域協議会の推進	関係各課、機関との情報交換による児童虐待の早期発見、防止活動、援助活動及び啓発活動。	B	継続	福祉課
相談機能の強化	母親の育児不安や子どもの虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備。	B	継続	福祉課
虐待の発生予防対策の推進	精神的・肉体的に支援が必要な出産後間もない時期を中心とした母子保健事業等の強化。	B	継続	福祉課
虐待の早期発見と対応	健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援。	B	継続	福祉課
主任児童委員、民生児童委員の活用	児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生児童委員の積極的活用。	B	継続	福祉課
虐待防止ネットワークの強化	関係行政機関、NPO やボランティア団体等の連携をはじめ、個々のケースの解決のための取り組み。	B	継続	福祉課
虐待児童の保護・支援	虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した在宅支援の充実等。 児童相談所と連携した虐待児の支援。	B	継続	福祉課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

○ 家庭・地域へ

- 子どもとの関わり方に困ったら、一人で悩まず、身近な人や専門の窓口にご相談しましょう。
- 子どもは地域で育てるという意識のもと、保護の必要だと思われる児童を見かけた場合には、関係機関に連絡し相談しましょう。

- 地域に孤立する家庭がないように、日頃から近所づきあいを心がけ、互いに声をかけ合ひましょう。

施策目標 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

○ 現状と課題

- 離婚や不慮の事故などによって母子家庭や父子家庭となった、いわゆる「ひとり親家庭」への支援が課題となっています。特に、母子家庭の場合は、就業面で不利な状況に置かれることが多いほか、養育費も得られにくいなど、経済的、精神的に不安定な状況に置かれるケースが多いようです。
- 母子家庭などが安心して生活できるように経済的な支援だけでなく、育児相談や必要な情報提供を行うなど、自立に向けた様々な福祉サービスを充実することが必要となります。
- 当町では、ひとり親家庭の生活の安定と自律の促進を図るために、児童扶養手当、医療費助成などの円滑な支給、職業相談や就業支援を母子家庭等に行うことにより、その生活の安定と福祉の向上に努めています。さらに、役場の窓口をはじめ母子寡婦福祉会が、ひとり親家庭等からの様々な相談に応じています。
- 母子及び寡婦福祉法等の規定を踏まえたきめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を図るため、地域の母子家庭等の現状を把握しながら、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策を適切に推進していく必要があります。さらに、ひとり親家庭とその子どもたちが、豊かで充実した生活が営めるよう、助成制度やサービス利用に関する情報提供・相談支援体制の一層の充実を図るとともに、母子家庭、父子家庭をあたたく見守る地域づくりを推進していくことも重要です。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給。	A	継続	福祉課
遺児手当の支給	「遺児手当支給条例」に基づく遺児を養育している人を対象とした手当の支給。	A	継続	福祉課
婦人相談の充実	婦人の抱える諸問題に対する婦人相談員による相談・助言・指導。	A	継続	福祉課
ひとり親家庭等医療費の支給	母子家庭及び父子家庭の保護者並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の支給。	A	継続	福祉課
母子寡婦福祉資金の貸付	「母子及び寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付。	A	継続	福祉課
母子家庭日常生活支援事業	母子家庭等における技能習得のための通学、疾病等による一時的な生活援助若しくは保育サービスの実施。	A	継続	福祉課

母子家庭等への保育サービスの充実	子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業および保育園の入所に際して各種支援策を推進。	A	継続	福祉課
母子家庭等への情報提供・相談対応の充実	母子家庭等に対する相談体制の充実。施策・取り組みについての情報提供。	A	継続	福祉課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

◎ 家庭・地域へ

- ひとり親家庭の自立のために必要な情報を収集し、支援制度を有効に活用しましょう。
- 地域に孤立する家庭がないよう声をかけ合い、日頃からの近所づきあいを心がけましょう。

施策目標 3 障がい児施策の充実

◎ 現状と課題

- 一般に子育て世帯では、障がいや発達に遅れなどについて分からないことが多く、大きな不安を抱えているとされています。保護者の不安を軽減するため、多様な状況に合わせた相談・支援体制の充実が求められます。そして、障がいのある子どもが、障がいのない子どもとともに身近な地域で成長することができるよう、保育園、幼稚園、学校等で連携を図り、受け入れ体制の整備を推進していくことが必要です。
- 当町では、障がいの原因となる疾病の早期発見・治療のため、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を実施し、不安のある母子を支援しています。障がいのある子どもに対しては、障害者自立支援法に基づき各種福祉サービスが提供されています。
- ノーマライゼーションの理念のもと、すべての共生の社会が築けるよう、療育に努めていく必要があり、その子の持つ能力や可能性を最大限に伸ばしていく教育を進め、ともに生きる心を育成することが大切です。

◎ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
特別児童扶養手当の支給	障がい児の養育者に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給。	A	継続	福祉課
障害児福祉手当の支給	障がい児に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給。	A	継続	福祉課
重度心身障がい児等医療費の支給	重度心身障がい児等を対象とした医療費の支給。	A	継続	福祉課
健康診査等の推進	障がいの原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進を図るため、妊婦および乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等の推進。	C	継続	教育課 福祉課
障がい児の育児相談	保護者に対する育児相談、家族への支援。	A	継続	福祉課

特別支援教育体制の充実	教員の資質向上を図り、学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等、教育及び療育に特別のニーズのある児童に対する適切な教育的支援を推進。	B	継続	教育課(学校)
保育サービス等の障がい児受け入れ体制の充実	保育園や放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れの推進。各種の子育て支援事業との連携。	A	継続	福祉課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

◎ 家庭・地域へ

- 障がいと障がい児に対する知識と理解を深めましょう。
- 障がい児とその家庭を温かく見守り、自分にできる支援をしていきましょう。
- 障がい児の親同士が語り合える場をつくっていきましょう。

基本目標Ⅷ 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

施策目標 1 多様な就労の場の確保と就労の支援

○ 現状と課題

○生活を成り立たせるためには、生活の糧を得る就労の場が欠かせません。今後、町内で暮らす若い世代をできる限り増やしていくためにも、若年者の雇用対策を講じる必要があります。

○新規創業の支援や企業誘致などにより就労の場を確保するとともに、就業能力開発のための支援、町内及び近隣の企業の求人情報の提供など、若年者の就労の実現に向けた多様な支援に取り組む必要があります。また、若者のUターン、Jターン、Iターンなどの推進も踏まえ、ホームページ、出先機関におけるチラシ配布など多様な情報伝達方法を工夫し、より広域的な情報提供を図っていくことも必要です。

○ 今後の方策

事業名	事業の内容	後期評価	今後方針	担当課
企業活動の活性化	若者の多様な就労の場を確保するため、新規創業や新分野進出など企業活動の活性化を支援。	C	継続	産業課
若年者の就業能力の開発	若者等の就業を推進するため、就労観等の醸成や企業のニーズにあった人材の育成、就業能力開発等を推進。	C	継続	産業課
若年者のU・J・Iターンの促進	若者のU・J・Iターン推進に向けた支援制度を検討。	D	継続	産業課 福祉課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善・推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施

○ 家庭・地域へ

- 企業、事業主は地域の若い人材を積極的に登用していきましょう。
- 大人になっても生まれ育った六戸町に親しみを持ち、子どもたちを育てていきましょう。
- 地域のみんなで六戸町を人が集まる魅力のある町にいきましょう。



第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画に掲げた施策や事業を総合的に推進するため、庁内においては福祉課が中心となつて、関係各課及び関係機関との密接な連絡調整を図ります。さらに、子育て支援の施策は、国や県の制度や計画と関わりが深いため、国・県との連携を図り、事業の有効な導入に努めます。また、当町の実情に即した取り組みを積極的に推進する上で必要な側面については、国や県への要請や働きかけを行います。

そして、何よりも、少子化や子育ての問題は社会全体の問題として、関係機関のみならず、地域の住民一人ひとりがそのことを自覚し、自分のできることは協力するという意識が重要です。計画の実現に向けて、行政だけではなく、家庭、地域社会、学校、保育施設、関係機関等の協力が不可欠です。地域社会と行政が役割分担を明確に行い、子育て家庭を支援していく体制づくりを進めていきます。

(1) 家庭の役割

家庭においては、十分な愛情をもって子どもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めることが大切です。また、家庭生活は男女が協力して営むものであるという意識を育む必要があります。

(2) 地域社会の役割

地域社会全体が子どもや子育て中の家庭を見守り、支えるという意識のもと、声かけや地域活動への積極的な参加を通して、地域の子どもたちや母親らとのふれあいの機会を増やし、地域全体での子育て支援に取り組むことが大切です。

また、本計画の推進には、ボランティア活動をはじめとした住民活力が大きく期待されることから、住民参画の気運を高めて行くことが望まれます。

(3) 学校教育の役割

さまざまな人との交流や多様な生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育が重視されています。また、学校施設の開放などを通して、地域における住民同士の交流の場となることも望まれます。

(4) 企業の役割

企業においては、子育て支援制度の定着を促進します。また同時に、職員一人ひとりが子育て支援の重要性を理解し、子育て中の母親が気兼ねなく制度を利用できるような職場環境づくりを進める必要があります。

(5) 行政の役割

行政は、本計画に掲げる施策を積極的に推進するとともに、住民や企業等が子育て支援推進に積極的に参画できるよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

なお本計画は、育児支援・母子保健を中心に、教育、まちづくり、就労支援など子育てに関わる幅広い分野に及んでおり、施策の総合的・計画的な実現のため、庁内関係各課の連絡調整及び保健・医療・福祉に関わる各機関との連携体制を強化します。

2 計画の進捗管理

計画の推進にあたり、計画の進捗状況の調査・把握に努め、実施している施策の点検・評価を行いながら、効果的な運営を図ります。本計画において目標事業量を位置付けた特定保育サービスを中心に、計画の点検・評価を行います。計画の進捗状況に応じて計画自体の見直しや予算編成・事業実施への反映も見据えた利用者の視点に立った点検・評価も併せて行い、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCA サイクル）を確立させることを目標とします。

なお、子ども・子育てに係わる支援については保健、福祉、医療、教育等総合的な取り組みが必要であることから、関係課や関係機関と連携し、町子ども・子育て支援会議にて、事業の実施状況の点検・検証等を行いながら計画の推進を図っていきます。また、協議会の開催にあたって、必要に応じて庁内関係課でワーキンググループ等を開催し、実施状況の報告や目標達成が出来ない場合はその原因についての検討を行います。

3 計画の周知及び広報活動

本計画の趣旨は、社会全体で子育てを支え、住民一人ひとりが子どもの健全な育成に取り組んでいくことを町一丸となって目指すものです。

「子ども・子育て支援法」では、市町村は「市町村事業計画を策定し、または変更したときは、遅滞なく、これを公表すること」とされています。本計画は前期計画から必要な見直しを行った平成27年度から平成31年度までの計画期間とした新たな計画であるため、各保育サービスや地域の子育て支援活動等の変更内容等を町の広報やホームページ等に速やかに公開し、本計画が町民に開かれたものとなり、また、その趣旨が広く理解を得られるよう努めます。

また、計画の実現に向けて、広く住民の理解と協力を得るために本計画についてのパンフレット、町のホームページなど各種媒体を通じた計画の広報活動を推進します。



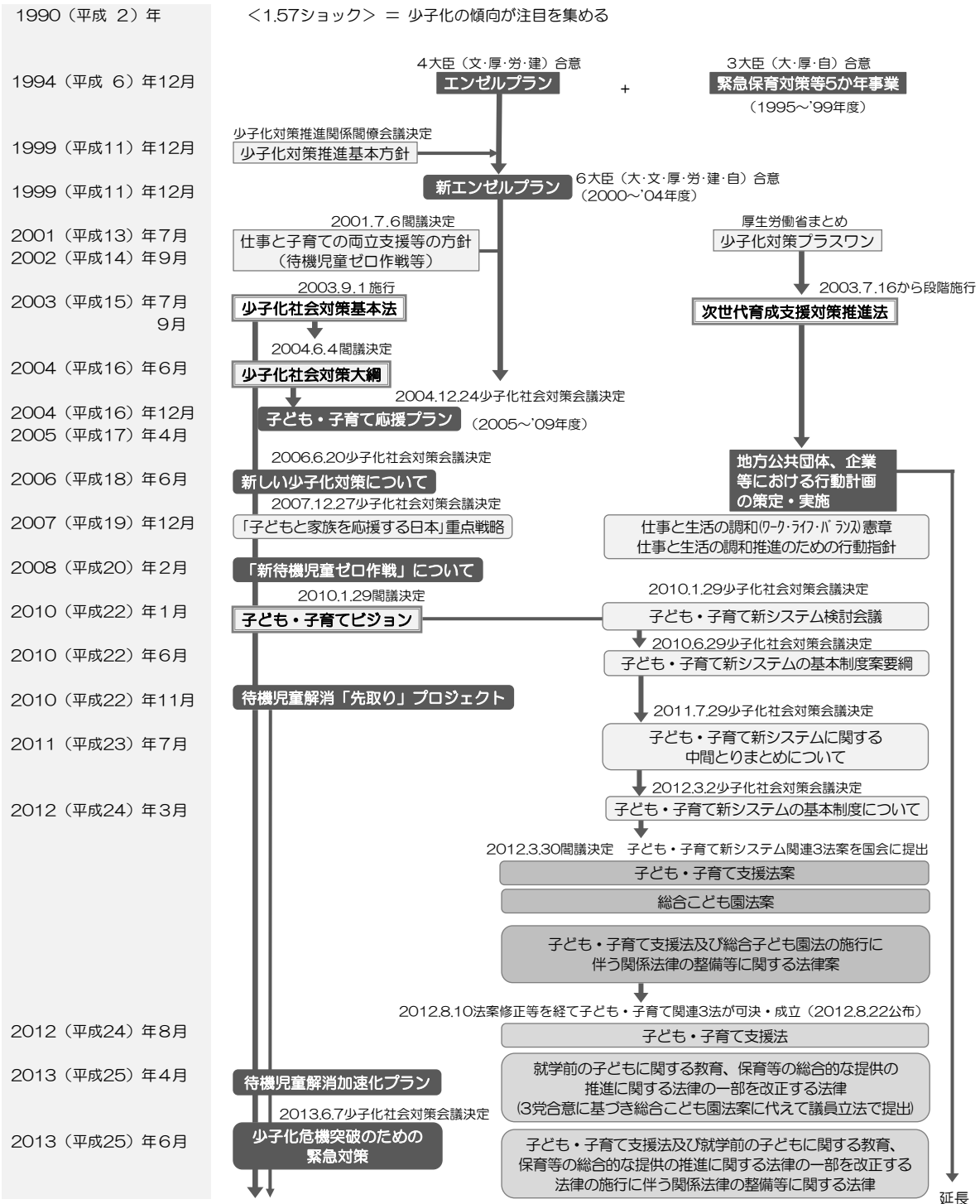
資料編

資料編

1 国における少子化対策の経緯

国がこれまで実施してきた経緯は下図のとおりですが、効果はあったものの少子化傾向にまだ歯止めがかからないために、子ども・子育て新システム関連3法が誕生しました。

図資1 国における少子化対策の経緯



資料：内閣府発行「平成26年版少子化社会対策白書」より

2 新たな子育て支援制度の検討の背景

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいます。子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望を叶えられない人も多いのが現状です。もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

(1) 新制度の主なポイント

■ 保育の量的拡大・確保

認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設があげられます。

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育園に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとされています。

また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業者の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとされました。

こうした多様な保育を財政支援の対象とする「地域型保育給付」を創設することにより、特に待機児童が多く、施設を新設する場所を確保することが困難な都市部における保育の量の拡大と、子どもの数が減少傾向にあり施設の維持が困難である地域や、施設までの距離が遠いなど利用が困難な地域における保育の確保が可能となります。

さらに新制度では、給付の創設に併せて、従来の保育園などの認可制度の改善を行い、客観的な認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、原則として認可するという透明性の高い認可の仕組みとすることで、特に大都市部での保育需要の増大に機動的に対応することとされています。市町村は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施することとなります。

■ 認定こども園制度の改善

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとされています。

また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育園型」「地方裁量型」を含む4類型すべてが「施設型給付」の対象となります。

■ 地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされています。

(2) 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、内閣府に「子ども・子育て会議」を平成25年4月に設置し、子ども・子育て支援の意義や事業計画の記載事項等について定める「基本指針」及び各種の基準等について、順次検討を行っています。

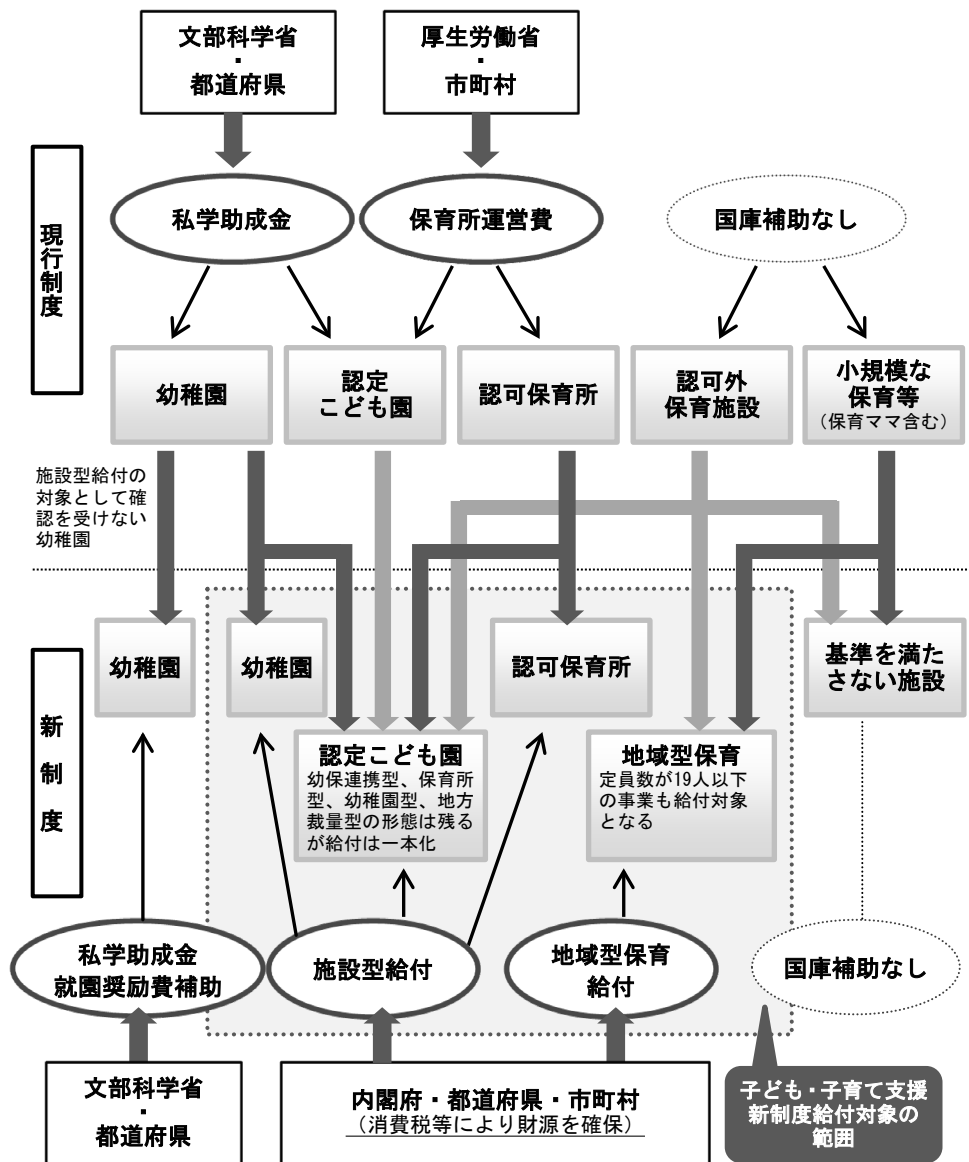
また、市町村、都道府県においても、新制度の実施に関し調査審議等を行うための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされています。

(3) 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」「認定こども園の普及」「地域子ども・子育て支援の強化」です。

図資2 現行制度から新制度への移行



資料：国子ども・子育て会議資料

3 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■ 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育園」の教育・保育施設です。市町村が各施設等に対して施設型給付費を支給することになります（法定代理受領）。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

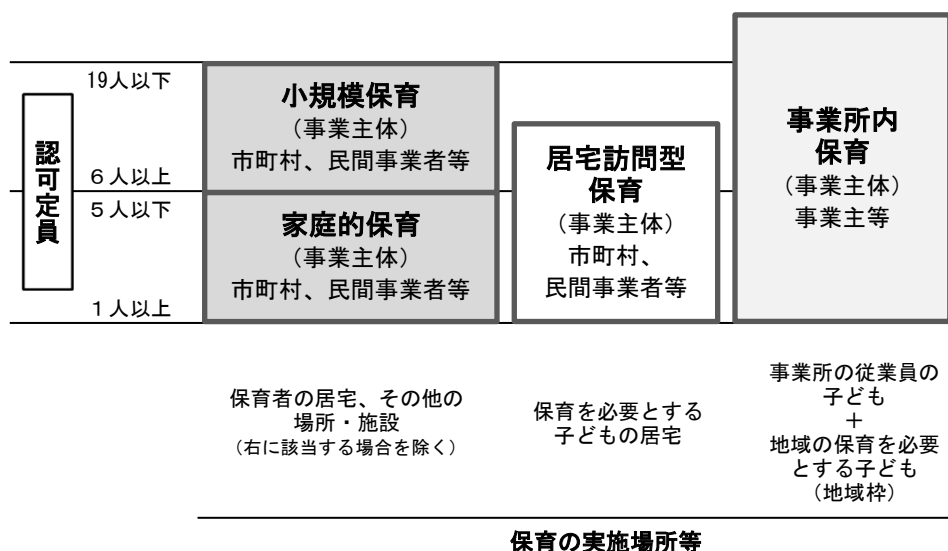
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■ 地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図資3 地域型保育事業の構成

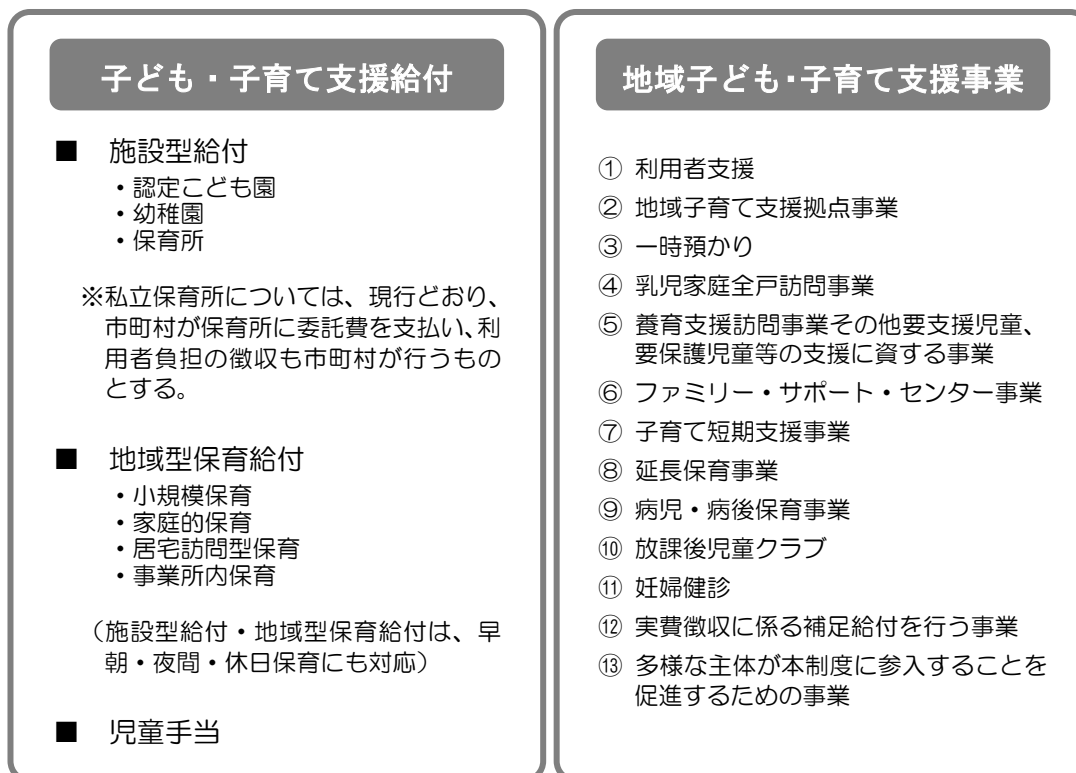


資料：国子ども・子育て会議資料

(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。この事業は子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となります。

図資4 新制度における事業の体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■ 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 小規模保育

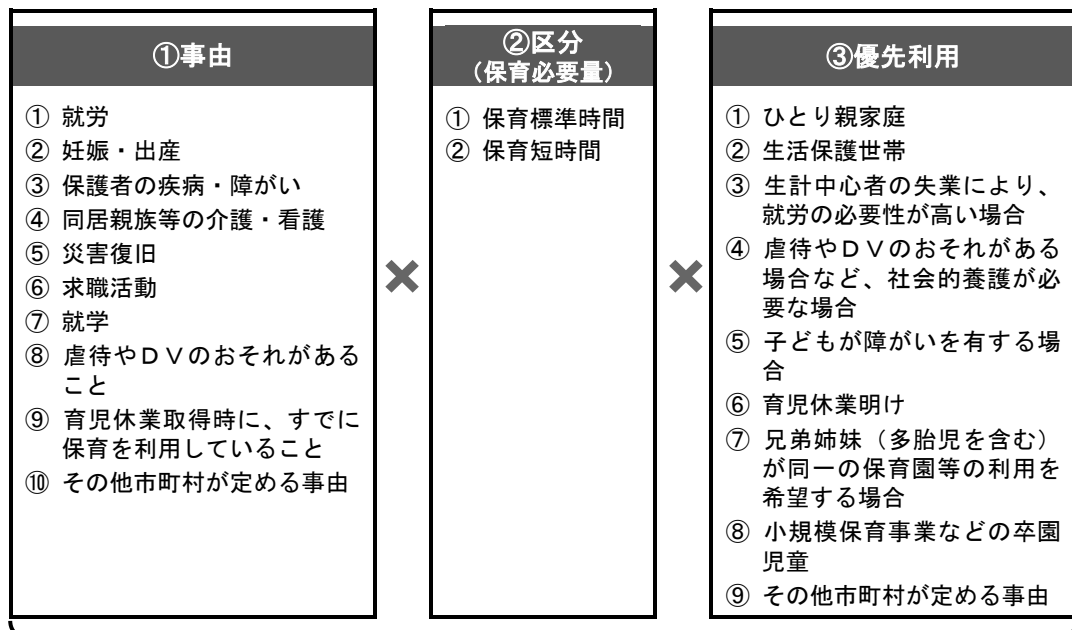
■ 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

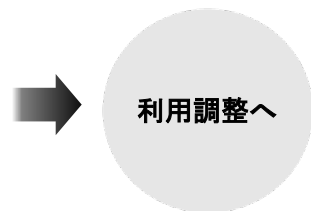
事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区分*	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（現行の11時間/日の開所時間に相当） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（六戸町では、下限時間を月64時間以上と設定）
優先利用	○ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

*区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

図資5 保育の必要性の認定



保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ	
<保育標準時間>	
Aグループ（10点）	計 X人
○○ ○○ □□ □□	
Bグループ（9点）	計 Y人
○○ ○○ □□ □□	
※保育短時間も同様	



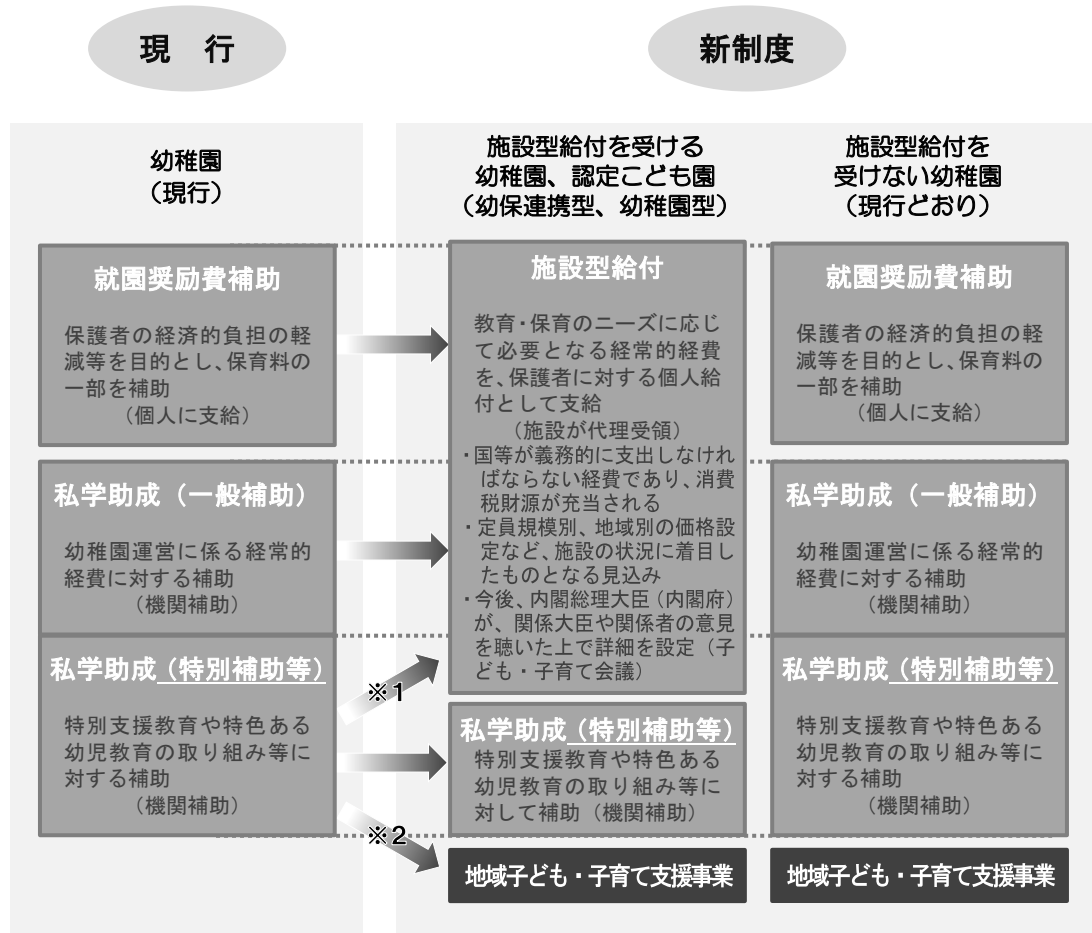
資料：内閣府、第11回子ども・子育て会議配布資料「保育の必要性の認定について」対応方針案

4 新制度における公費のしくみ

(1) 幼稚園に対する公費のしくみ

新制度では、幼稚園に対する私学助成（特別補助等）が下記のように変更されます。

図資6 新制度における公費のしくみの変更イメージ(幼稚園)



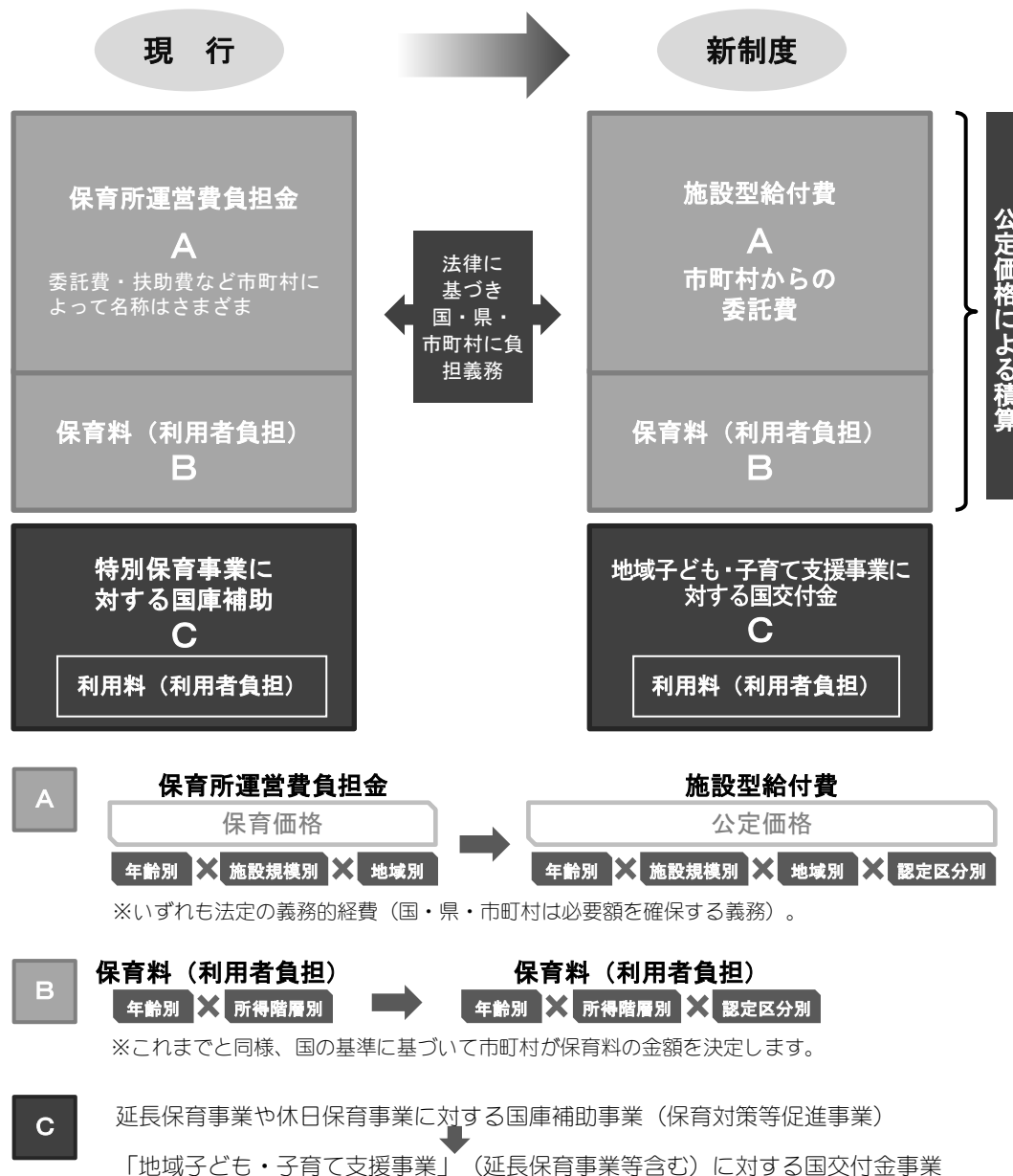
※1 現行制度において「預かり保育」は私学助成(特別補助)を受けて実施していますが、新制度では、認定こども園が市町村から「保育の必要性」の認定を受けた子どもを保育する場合については、標準的な教育時間を超える保育時間の経費を含む施設型給付を受けることができます。

※2 現行制度において私学助成(特別補助)を受けて実施している事業の一部は、市町村の委託を受けて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に移行します。

(2) 保育園に対する公費のしくみ

新制度では、保育園に対する公費の名称は変更されますが、従来と同じしくみとなっています。

図資7 新制度における公費のしくみの変更イメージ(保育園)



(3) 施設型給付の算定方法

施設型給付は以下の式で算定されます。

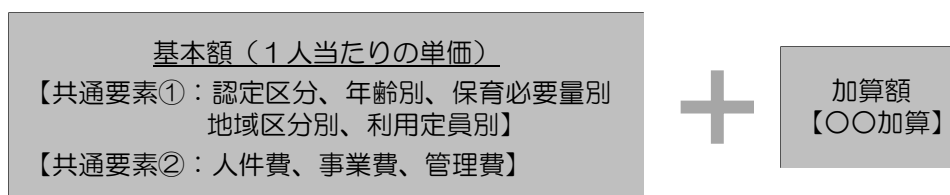
$$\text{公定価格} - \text{保育料} = \text{施設型給付費}$$

施設型給付費（市町村から）、定められた保育料（園児の保護者から）のほかに、保護者から教材費等の実費徴収や教育・保育の質の向上に必要な費用を上乗せし、園の収入とすることができます。

◆ 公定価格

公定価格は、1号・2号・3号の認定区分、保育必要量、施設の所在地等を踏まえて、施設運営に必要となる費用を勘案した上で、国が定める基準によって最終的に算定されます。また、施設運営に必要な費用の勘案にあたっては、施設毎の職員配置基準などを踏まえた人件費・事業費・管理費、といった運営コストも考慮されます。

図資8 公定価格に関するイメージ図



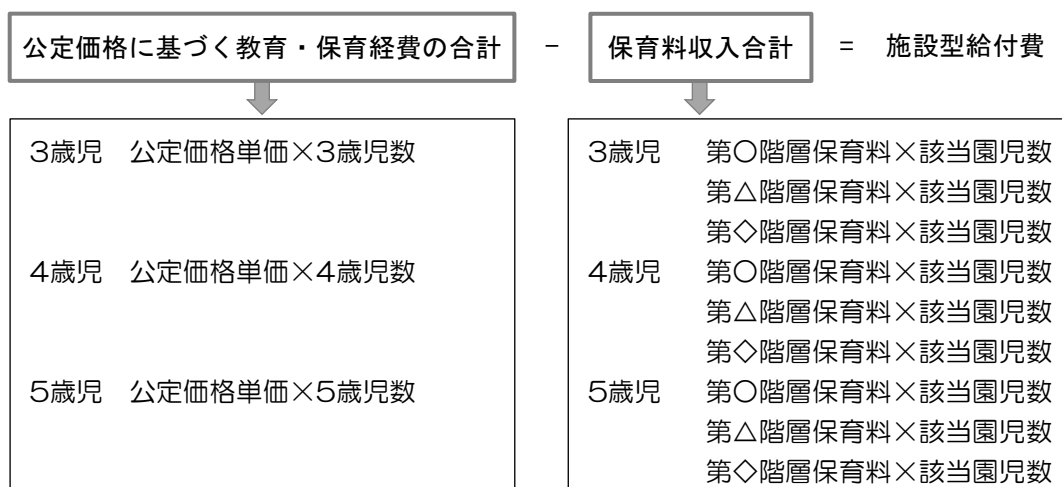
◆ 保育料(利用者負担)

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、市町村が設定します。

◆ 施設型給付費

○利用者の在住市町村に請求し、在住市町村から園に支払われます。（毎月支払い）

図資9 施設型給付費の算定イメージ(施設型給付対象の幼稚園の場合)



※園児数は当該月の初日在籍児童数、園の規模・所在地に応じた単価表で計算

5 六戸町 子ども・子育て会議条例

(1) 設置要綱

平成二十五年九月十三日

条例第二十三号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第七十七条第一項に規定する合議制の機関として、六戸町子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 支援会議は、法第七十七条第一項各号に掲げる事務その他町長が必要と認める事務を処理する。

(組織)

第三条 支援会議は、委員八人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- 一 児童福祉その他子どもに関する事業に従事する者
- 二 学識経験者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 町内に居住し、又は通勤する者であつて、町長が行う公募に応じたもの

(会長及び副会長)

第四条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第六条 支援会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の支援会議は、町長が招集する。

- 2 会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、支援会議を招集しなければならない。
- 3 支援会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 支援会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 支援会議は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第七条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第八条 支援会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

氏 名	機 関	役 職	備 考
長嶺 きみ	第一日の出保育園	園 長	
小向 明子	小松ヶ丘幼稚園	園 長	
下田 孝子	学童保育指導員	主任指導員	開知小学校なかよし会
十文字 利則	子育て支援センター	園 長	さつき保育園
田澤 孝三郎	放課後子どもプラン運営委員会	委員長	
佐々木 史朗	六戸町校長会		六戸小学校長
二部 美幸	保育園PTA		

(3) 会議の開催日と審議内容

平成26年 6月16日 (月)


- 1) ニーズ調査結果詳細について (報告)
- 2) 支援事業計画策定の今後のスケジュールについて

平成26年12月18日 (木)

- 1) 保育短期認定の就労時間の下限を定めることについて
- 2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

平成27年 2月26日 (木)

- 1) 六戸町子ども・子育て支援事業計画について



六戸町子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 六戸町 福祉課

住 所 〒039-2392 青森県北上郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60

TEL 0176-55-3111 FAX 0176-55-3031

ホームページ www.town.rokunohe.aomori.jp

